



| | |
|------------------|---|
| Title | 陸羯南の政治認識と対外論（3） ー公益と経済的膨張ー |
| Author(s) | 朴, 羊信; Paku, Yang Shin |
| Citation | 北大法学論集, 49(5), 1-61 |
| Issue Date | 1999-01-14 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/15798 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 49(5)_p1-61.pdf |



陸羯南の政治認識と対外論（三）

——公益と経済的膨張——

朴
羊
信

目次

序章 課題と方法

第一章 二つの前提

第一節 国内政治像

一 国民共同体と「公益」

二 谷干城の政治観と国防観

第二節 条約改正反対の論理——羯南のナショナリズムの原型

一 「国民主義」

二 『国際論』における世界認識

第二章 日清戦争と戦後経営批判

第一節 日清戦争

一 日清戦争の意義

二 「北守南進」と戦争処理

第二節 日清戦後経営批判と外政

一 軍備拡張批判

二 対朝鮮・台湾策

第三章 東アジア情勢の流動化と「帝国主義」

第一節 利益政治と政党批判

第二節 清国分割への反応と対清策

第三節 近衛篤磨・東亜同文会と「支那保全」

第四節 「帝国主義」如何と外資導入問題

一 「帝国主義」論争

二 外資導入問題をめぐって

第四章 義和団事件と満州問題

第一節 列国協調と「開発」

第二節 満州問題をめぐって

一 国民同盟会とロシア

二 列国共同管理と満州開放

三 開戦論へ

結 語

(以上、四九卷一号)

(以上、四九卷二号)

(以上、本号)

二 対朝鮮・台湾策

(1) 朝鮮策

朝鮮の内政改革の提議を口実として、清国と戦争を行なった日本だが、戦争中、井上馨公使の「指導」の下で行われた改革は思う通りに進まなかった。⁽¹⁾その上、三国干渉を契機として、ロシアの朝鮮への接近が顕著となると、ロシアとの関係を考慮した伊藤首相は一八九五年六月四日の閣議において、当分朝鮮に対して「非干渉主義」の方針を決めていた。⁽²⁾ところで、その翌月の七月には朝鮮で政変が起こり、日本の改革プランを進めてきた親日政権を追い出し、親露派の閔妃が政権を掌握した。すでに「非干渉主義」を決めていた政府はその政変に特段の措置もとらなかった。だが、日清戦争の目的を朝鮮の「独立」におき、そのためには内政改革が不可欠と考える勢力にとって、親日派の失権は大きな打撃であった。井上の後を継いで朝鮮公使に赴任した三浦梧楼もその勢力の一人であった。その三浦を中心に、親日政権を取り戻そうとする企図が、閔妃殺害を伴ったクーデターだった(一〇月八日)。彼らは閔妃の政敵である大院君を政権の座に就かせて、日本の思惑どおりの「改革」を実行しようとしたのである。

しかるに、一国の王妃を殺害したことは、国王は勿論、朝鮮民衆の感情を害して、反日感情を高揚させる結果を招いた。その結果、朝鮮における日本の勢力は衰退していき、一方、親露派は国王に接近し、翌年の二月一日、ついに国王がロシア公使館に移り執務するといった事態へと発展した(露館播遷)。かくして、劣勢に追い込まれた日本が、その劣勢に歯止めをかけ、ロシアとの均衡を図ったのが、一八九六年五月一四日の小村・ウエバー覚書であり、六月九日に調印された山県・ロバノフ協定であった。これで、朝鮮をめぐる日本とロシアの角逐は小康状態に入ることになる。

以上に述べた、日清戦後における日朝関係についての羯南の立場を以下で検討することにした。

日清戦後における羯南の対朝鮮策は、次のような基本認識に基づいていた。日本は朝鮮の「独立」および東洋の平和維持のために戦ったが故に、朝鮮独立の「誘掖」⁽³⁾ Ⅱ内政改革の支援は今後日本への責任であり、朝鮮における日本の既得権は列国にも認められている。したがって、日本と「事実上同盟」関係にある「独立国」朝鮮には国境を接している露清といえども干渉することが許されない⁽⁴⁾。彼にとつて、朝鮮を放棄すべきか否かというのは日清戦争の目的を無視した愚問に他ならなかつた⁽⁵⁾。つまり、彼は日清戦争によつて、朝鮮は日本の独占的な影響下に入ったと認識していた。その認識は固く不動のものであつた。

既述した、朴泳孝らの親日政権が崩れた七月政変について、羯南は日本による内乱鎮圧を主張する一方で、閔妃の背後にロシアがあるという噂が気になりなつていた。それだけではなく、列国の動向にも神経を尖らせ、日本の朝鮮干渉が如何に人道的な立場によるものかを説得しようとした。「我れの朝鮮に対するや毫も併呑の意なきは、固より露の知る所ならん。我れ其の地を仮りて以て露境を侵略するの意なきは、最も露の信ずる所ならん⁽⁶⁾」と強調し、また「帝国の朝鮮に於けるや、露の南下を禦ぐに非ず、英の東進を妨ぐるに非ず、唯だ隣国を開明に導きて其の内乱を杜絶し、以つて帝国の利益安寧を保つのみ⁽⁷⁾。」と重ねて念を押しした。

しかし、朝鮮における日本勢力の衰退を実感していた羯南は、朝鮮における日本の弱勢を挽回するために、「強硬」な政策を取るよう求めた。「強硬」とは「前志を貫くに於て些の猶予をも容れざること」だと説明しているが、それはおそらく親日政権の維持を意味するものと考えられる。というのは、彼は政変によつて成立した閔妃政権を容認しようとしなかつたからである⁽⁸⁾。こうして、朝鮮に対する内政干渉の継続を主張していた羯南は、一〇月に起つたクーデターに際しても同様の立場を貫いていた。

この事件が報道されて以来、羯南はしばらくは毎日それに関する論説を掲載している。その要旨は、閔妃の殺害と、同事件によって政権を掌握した新政権に対する認識とは区別しなければならぬという点にある。つまり、前者は犯罪として扱ひ、その犯罪に関わつた者に刑法上の処分を下すべきだが、後者は政治的な目的を有する一種の「政変」として、その政権の正当性を認めるべきだといふ。後者について少し詳しく見てみよう。

彼は今回の事件を前年以來の日本の朝鮮干渉政策の文脈で理解した。前述した日清戦後における彼の朝鮮認識によると、日本には朝鮮に干渉する権利がある。その観点から、彼は、前年以來の井上改革による「改革的施設」を朝鮮側が何の協議もなしに覆そうとするならば、日本は当然それに反対する「権利」を有するという。したがつて、大院君の入城の際、王妃殺害という不祥事が生じたのは三浦公使の「不注意」に帰するとしても、政変に関しては「帝国が既得の地位より言へば、大体に於ては毫も疚しき所あるを見ず」と言い切つた。⁽¹⁰⁾要するに、殺害事件は別にして、政変自体は七月に起つた親日政権排斥を元に戻したという意味において、日本の朝鮮「独立」の誘掖という方針に反するものではないと抗弁したのである。

このような羯南の見解は、まさにクーデターを起こした当事者たちの認識と一致するものであつた。三浦公使が同事件に関して、事前協議を行つていた公使館一等書記官杉村濬の認識を検討すると次の通りである。杉村は、他の列国と違つて、日本は朝鮮に対して「保護監督」の地位を有すると認識する。それが、その年の春以來、日本の「指導」による朝鮮の内政改革が進まない上、ロシアの勢力がしたいに朝鮮政府を圧倒するようになったため、「保護監督」すべき日本の地位が揺るがされたことに本事件の発端を求めた。⁽¹¹⁾そして、その状況の下で、政府より何らの明確な対朝方針も提示されなかつた三浦公使の⁽¹²⁾とつた措置は、「自己ノ責任ヲ以テ前任公使ガ執リシ事例、然カモ政府ガ之ヲ認メタル事例ニ倣」ただけだと強調した。要するに、杉村は「其ノ目的大鳥、井上両公使ノ所為ト同一ニシテ、其ノ手段ハ遙ニ

昨年七月ノ挙（日清戦争の引き金となった、七月二三日の王宮占領のこと―引用者）ヨリ陰和ナリシト信ゼリ」と、それまで政府の執つた朝鮮策の延長線上に本事件を位置づけ、その正当性を訴えていたのである。⁽¹³⁾ 同事件を支持する羯南とほとんど同様の認識を有していたことがわかる。

ところで、伊藤首相に朝鮮公使として三浦を推薦した張本人の谷干城は本件について、結論的には羯南と同様に、善後策として大院君政権の承認、王妃殺害の犯人の処罰、三浦公使の引責処分を提示していた。⁽¹⁴⁾ しかしながら、谷はもとも朝鮮策について、羯南と違って不干渉の立場をとっていた。三浦を朝鮮公使に推薦する書簡の中で谷は朝鮮策についてこう論じていた。「今後朝鮮に対する策は明々白々の干渉を避け闇々裡に忠実至誠を以官吏に忠告致し、情と理とを以強鷲に依るの不得策を悟ら令め、又一方外国に対しては平等均一の姿を示し朝鮮を我物の如き挙動を避け、他方には無体の浮浪輩を懲し、又彼の剛愎の居留民を訓戒し叢の為め雀を驅るの愚に陥らざる事肝要と被存候。果して然りとせば過日も申上候通り三浦氏尤適當の様被存候」と。⁽¹⁵⁾ 谷は三浦が自分と同様の見解を持っていると推察し、朝鮮政策を不干渉政策へ転換するために三浦を公使として推薦したのであるが、その期待は大きく外れた。

谷は閔妃殺害事件の善後策を論じる中で、「北守南進は野夫等か従来国利と認むる所故に、三浦氏の朝鮮を推挙せしは井上政策に反対して無用の用を為して闇々裡に冥鷲の妬心を滅し、北方に事を滋蔓せざらん事を欲せしに、意外の結果を生せしは野夫等亦実に徳義上の責を免かれず」と述べ、親友三浦の予想外の行動を「只悲の外なきなり」と残念がっていた。⁽¹⁶⁾ このように、谷は「北守南進」を支持してはいたが、羯南と違って、朝鮮も「北守」の範囲に入れて、朝鮮不干渉方針をとっていたのである。

さて、この事件をめぐって外国から批判を浴びている政府の責任問題について、羯南は微妙な態度の変化を見せ、当初政府の責任を問うていたのが、⁽¹⁷⁾ しだいに免罪の方向に傾き、⁽¹⁸⁾ やがては伊藤内閣の退陣を阻止しようとした。⁽¹⁹⁾ このよう

に彼が現内閣の統投を願ったのは、谷と公私にわたる盟友である三浦の処分問題において、同じ長州閥の伊藤内閣の方が都合よいと考えられたためと推測される。実際、羯南は三浦からの間接的な依頼を受け、谷や品川、佐々友房などに働きかけ、三浦の無事釈放を図ってもらおうとしたのである。その書簡の一節には「三浦氏外有志を救出ノコトハ最早第一之急と相成候。近來之対韓策なれハ犬死ハ愚なり⁽²⁰⁾」とある。果たせるかな、翌年一月、三浦をはじめとするクーデター関連者は全員証拠不十分で放免された。

日本政府は小村寿太郎を朝鮮の新公使に、井上を慰問使に任命して事態の收拾に努めた。しかしながら、前に述べたように、朝鮮の反日感情は高まり、日本の弱勢は決定的となっていた。このように、朝鮮をめぐるロシアとの角逐状況の現出は、羯南の「北守南進」策の前提と想定されていた日露協調にひびが入ることを意味した。

羯南は一〇月のクーデターが起こる以前にも、朝鮮をめぐるロシアとの葛藤の可能性を認め、それを防ぐためには「露と交誼を厚う」することが緊要だとして、従来の日露協調を訴えていた。当時彼がロシアとの協調の可能性を占めたのは、三国干渉を日本が受け入れたことに対するロシアの代償への期待にあった。つまり、「遼東事件は之を国際大局より達観すれば露の要求を容れたものに外ならず。露人宜く十二分の同情を以て我れに報ゆべきの理由あり」と述べ、朝鮮問題においてロシアの譲歩を迫っていた。⁽²¹⁾

その彼の「北守南進」論にとつて、ロシアの朝鮮への勢力拡大は想定外の危機に他ならなかった。そこで、彼はなるべくロシアに対する敵対感を抑制しつつ、ロシアに向かって日本の朝鮮改革がロシアの利害を侵害するものではないことを説得しようとした。そのために、露土戦争の例を引きあいに出して、日本の朝鮮干渉は当時のロシアのトルコに対する干渉（併呑の目的）とはその性格を異にする指摘し、さらにイギリスから妨害を受けた不愉快な経験をロシアが他者（日本）に施そうとするのは如何かと、反省を促したのである。⁽²²⁾ また、彼は「露西亜は朝鮮を併呑するに適當なる

も、朝鮮を改革するには不適当なり」とも強調した。⁽²³⁾

だが、そこにはどうして日本は朝鮮を改革するに適し、ロシアは適当でないといえるのかに関する合理的な説明を欠いている。その上、ロシアのトルコおよび朝鮮への侵略性を強調したことは、彼の「北守南進」論の脆さを露呈する結果を生んだ。というのは、もともと彼の「北守南進」論は、日露協調が可能であることを前提としており、その前提はロシアの侵略性を否定した上に成り立っていたはずだからである。他方、日清戦争の目的を台無しにすべきではないとする彼の論理にしたがうと、朝鮮における日本の独占的干渉権がロシアに侵害される場合、日本としてはその排除に努めざるを得ない。彼は、朝鮮を日露共同の保護国にしようという議論を「奇怪の極」と一蹴したのである。⁽²⁴⁾

かくして、ロシアの朝鮮への勢力拡大とともに、彼の「北守南進」論は動揺を余儀なくされた。羯南は「露館播遷」を「対韓策の大失敗」と見なし、政府の対外方針の不在を激しく批判した。⁽²⁵⁾ その一方で、彼は、日清戦後におけるロシアとの葛藤を背景に「昨は北守南進の方針を優に取り得たるも、今は余儀なく南守北進の方針に変ぜざる可からず」の状況となったとし、⁽²⁶⁾ 将来的には日英同盟により北進策をとるしかないかも知れないと展望した。つまり、「北守南進」論は当初想定しなかったロシアの朝鮮への進出によってその転換を迫られることになったのである。

しかし、それにもかかわらず、彼はこの段階でロシアとの協調路線を完全に放棄したわけではない。彼は、日英同盟はあくまでも日露関係がうまくいかなかった場合のこととして想定し、日本はその前にまず日露協調に努めるべきだと主張したのである。⁽²⁷⁾ 彼はできるならばロシアと無駄な衝突を避け、むしろ協調により東亜地域の安定をはかることを望んでいたと思われる。その望みは約二年後のロシアの旅順・大連占領によって、またもや裏切られることになる。

(2) 台湾策

前節で述べたように、羯南は講和条件として最初から台湾の割譲を要求していた。その際、台湾は彼の「北守南進」策における南進の基地としての意義を持っていた。では、日清戦後、日本の領土となった台湾の統治について羯南はどのように考えていたのであろうか。

台湾民政局長を務めた後藤新平は後年、「此台湾領有に付て何等かの準備行為と云ふものがあつたかと云ひますと、文明的植民政策の準備行為と云ふものは殆どないと申して宜いのである」と回想している。⁽²⁸⁾この回想から窺えるように、日本は植民地統治に関するしかるべき準備もなしに、突如「植民地帝国」と成り上がった。五月末、日本は台湾島を引き渡されて以来、ほぼ一年間を「土匪」鎮圧に費やした後、一八九六年四月一日を期して、台湾統治を軍政から民政へ移行した。⁽²⁹⁾それに際して諸官制が制定される一方、中央には拓殖務省が新たに設置され、台湾と、それまで内務省の管轄下にあつた北海道を統括することになった。

かくして、台湾統治はしだいに整備されていくが、二年足らずで総督が三人(樺山、桂、乃木)も変わったことに端的に示されているように、依然として統治方針は未確立のまま、官吏の腐敗が国内世論の批判をわき起こすような状況が出現する。台湾統治が軌道に乗るのは一八九八年三月、児玉(総督)―後藤(民政長官)の体制が出汎してからのことといわれている。

さて、羯南の台湾についての基本認識は、台湾は日本の新領土であり、その限り内地と同様に扱うべきだという、いわゆる「内地延長主義」の立場にあつたと考えられる。そのことは、台湾と本国との関係をどう位置づけるべきかという問題を提起した、二つの事件に関する彼の立場によって検証することができる。二つの事件とは、台湾総督に立法権

を与えた「台湾に施行すべき法令に関する法律」（法律第六三号、以下「六三法」）の問題と、一八九七年一〇月に断行された高野孟矩台湾高等法院長非職事件である。いずれも当時「違憲」の疑いが持たれ、世の関心を集めていたが、羯南は台湾が日本の領土だという立場から、いずれの事件に対しても「違憲」という判断を下していた。

羯南によれば、「六三法」が「違憲」である根拠はこうである。台湾総督という一行政官に立法の権限を与えたのは、議会の立法権を規定している帝国憲法第五条に反する。また、「六三法」の特権は、議会に全く拘束されないという点で、帝国憲法第五条の例外として設けられている第八条の勅令の規定——勅令は事後議会の承認をえなければならぬ——ともその性格を異にする。したがって、「六三法」は帝国憲法第五条の修正に当たると見るべきだが、議会は憲法改正の手続きを踏まず議決を行なったので、その法律は無効だという結論である。⁽³¹⁾

次に、高野非職事件とは、一八九七年五月以後、世に明るみになった台湾疑獄事件を担当し、その徹底した真相究明に勉めていた高等法院長高野に対して、突如非職処分が下され、それを不服とする高野が訴訟を起こした事件である。⁽³²⁾

国内の強い関心を集めた台湾スキャンダルは、「勅任奏任の官吏にも及び獄に下さる、者数十名、所謂第一疑獄より第二第三第五に至れり、其内には高島樺山等に縁故ある官吏及御用商人少からず」といった展開を見せていた。⁽³³⁾ 高野は、高島拓相と緊密な間柄で事態のみ消しに懸命であった水野遵民政局長と対立し、その結果、拓相による高野の非職処分となった。羯南に言わせると、松方内閣のタカ派である高島拓相からの「情実」による報復人事として高野の非職処分は断行されたのである。⁽³⁴⁾ だが、羯南の批判の焦点はやはりその処分の「違憲」性に集中していた。つまり、行政が司法官を免職するのは、司法官の身分を保証した帝国憲法第一七、一八条の規定に反するというのがその「違憲」論の要点であった。⁽³⁵⁾

このように、羯南は新たに日本の領土となった台湾に「内地延長主義」で臨むべきだと考えていた。

羯南の台湾統治に関する見解の二番目として取り上げるべきことは、台湾統治における武断政治(軍政)に対する批判である。彼は最初から民政を主張したわけではない。初代台湾総督樺山が在任一年で枢密顧問に転任して帰国したおり、ちょうど台湾統治一年の評価にも当たるべきこの時点において、羯南は台湾の失政の責任を樺山を中心とする「武断派」に求め、台湾を放り出して帰国した樺山を厳しく非難⁽³⁶⁾した。しかしながら、その時点で彼が批判したのは軍政そのものに対してではなく、あくまでも「武断派の腑甲斐なさ」に対してであった。彼は「今の武臣は独り死を惜むのみならず又た銭を愛むといへり」と、軍人の「士道」の墮落を惜しんでいた。つまり、軍がすっかりしなかつたところに台湾統治の失敗の原因があると見ていたのである。

それが軍政そのものへの批判へ転換していくのは、さらに一年が経ってからのことである。彼は台湾施政の刷新のために制度改革を唱える。それは前述した台湾疑獄事件がその直接的な契機となっていたと見られるが、その制度改革の骨子は大体次の通りである。即ち、総督の武官制を廃止し、文官による総督の地位を國務大臣と同格にする代わりに拓殖務省を廃止すること、そして軍拡による陸軍一二師団の内、一師団を台湾に駐屯させ、その師団長に兵権を集中することなどである。⁽³⁸⁾その中で、拓殖務省に関しては、彼はその設置当初から、新設の経緯を単に長・薩派間の勢力均衡の結果と捉え、その存続を危ぶんでいた。つまり、それは、政治勢力間の駆け引きの産物に過ぎず、海外拓殖に関する実を伴っていないと思つて⁽³⁹⁾いた。その結果、彼はここに至ってその廃止を主張したのである。

最後に、彼の台湾経営の意味づけに関して触れておきたい。彼は、戦勝の結果台湾を割取したのは「其の地勢が東洋南の衝に当る」ためだとし、もし台湾を単なる「開拓地」と見なすならば、それは「戦勝の結果として唯だ厄介物を引受た」ことにしかならないと言いきる。したがって、台湾割取の「初志」を貫徹するためには、「対岸の大陸」に何らかの関係を作り出すべきだと促したのである。⁽⁴⁰⁾

今まで述べてきた日清戦後における羯南の対外策を整理してみよう。彼は戦争の結果、朝鮮を日本の独占的な勢力範囲だと考え、それを防衛線として「北守」を固め、他方、台湾を大陸への「利益線」の延長に乗り出す足場にしようとしていたと考えられる。そして清国とは講和条約によって確保した開港地を拠点にして「商権」の拡大を図ろうとしていた。要するに、朝鮮と台湾を日本の勢力として固め、着実に中国大陸に勢力を伸ばしていくという構想が描かれるのである。

第三章 東アジア情勢の流動化と「帝国主義」

第二次松方内閣の崩壊後、伊藤内閣がその後を継いだ。一度は提携かと思われた自由党と伊藤との交渉はついに決裂し、今度は自由党・進歩党の提携による増租案否決で第一二議会はまたもや解散を余儀なくされた。その勢いで自由党と進歩党は合同して憲政党を結成し、最初の政党内閣と呼ばれる隈板内閣の成立をみるに至る。その憲政党内閣は四ヶ月で内紛により自壊し、憲政党は憲政党（旧自由党）と憲政本党（旧進歩党）に分裂した。以上の政治展開は清国をめぐる国際情勢の緊迫化と重なっていた。

本章で扱う一八九八年から義和団事件勃発までの時期は、羯南の議論展開において大きな転換点をなしている。⁽¹⁾この時期における彼の議論は、彼の対外論の展開において、もつとも過激かつ侵略的な性格を見せているのである。独露の清国領土占領の当初、羯南はその余波が日本にまで及ぶ危険性を憂慮し、防衛の緊急性を訴えていた。しかし、それが杞憂だったことが判明すると、しだいに列強との勢力均衡をはかるべく清国に対する利権要求を唱えていく。それとともに、彼は従来の親露嫌英の態度を改め、親英米路線へ転換する。

また、彼の主張は、「対外硬」運動における新しい主体——近衛篤磨と東亜同文会——との密接な関係によって、積極性を増しており、その内容は当時の世界的な「帝国主義」政策と大差のないものであった。実際、羯南の主張は期せずして蘇峰の「帝国主義」論と一致することになってしまふ。ただし、注意すべき点は、羯南が対外的に「国民全体」の利益を追求するのは国民国家として正当な要求であり、清国に対する利権の要求もその一環だと認識していたことである。つまり、「国民全体」の福祉という彼の対外論の観点は、この時期に「帝国主義」論となって展開されたのである。

一方、彼の対外論がこの時期に過激化するのには、国内政治状況とも無関係ではないように思われる。日清戦後景気に乗って、社会の産業化は進み、それは人々の私利欲を噴出させ、個人の「徳義」だけではなく、「社会の制裁力」をも緩める結果をもたらした。また、この時期になると、星亨の憲政党を中心に利益誘導政治が始動し、それに伴って汚職事件も発生する。それは羯南にとって、「公党」としての政党の墮落に他ならなかった。こうした状況は、彼をして立憲政治を悲観させ、一層対外問題へ関心を集中せしめたのではないかと考えられる。

本章では、以上の概略を中心に羯南の議論を検討して行きたい。

第一節 利益政治と政党批判

松方内閣を継いで第三次伊藤内閣が成立した。かねてから伊藤に手厳しい批判の立場を取ってきた羯南は、今回も伊藤を「臨機応変」「無主義」の政治家と決めつけ、新内閣に懐疑的であつた。それだけではなく、増税に反対しながらも、軍拡には異議を提起しない政党に対しても警告が発せられる。彼はこう述べている。「(両党は)戦後の経営を言ひて、共に攻勢的軍備拡張に雷同せり。……東洋の覇権を叫びて、亜細亜大陸割取に雷同せり。……彼れ二党は分立すと

雖ども主義に異同なし。彼れ二党は主義なくして党争を為すに均し。……今の政界は朝野共に政党の本体を失ひ、殆ど私党の争を為すものなり」と。また、その政見の異同なしに政党間に争いが存在することを「政党の腐敗せる現象」と断じた。しかるに、彼のねらいは、「挙国一致」を唱える者のように、政党に政争を中止するよう求めるに⁽⁴⁾あつたのではなく、「主義の相違を生じて以て党争する」政党を⁽⁵⁾目指すよう促すことにあつた。

以上が彼の政党批判の端緒であるが、それは徐々に強まっていく。だが彼の進歩党に対するシンパシーは不満を伴いながらも依然として維持され、そのことは同党が地租増徴反対を固守し、農業者の社会を擁護する限り持続した。

彼の政党批判の第二段階は、最初の政党内閣として成立した隈板憲政党内閣の崩壊を経て地租増徴案が通過した第一三議會終了後である。もつとも、彼は憲政党が内閣を組織することに慎重であつた。その理由は自由・進歩両党が合体してまもなく、憲政党内部に政策の合意がなく、⁽⁶⁾党員の基盤もまだ固まっていない状態で政権を担当すると、「自ら壊滅」を招く恐れがあるためとされた。そして、もしも憲政党内閣が失敗で終わると、政党の信用は失われ、その結果、「⁽⁷⁾政党内閣の到底我が政界に成立せしむべからずとの大誤解を朝野に抱かしめん」ことを彼は憂慮したのである。

彼の予測は見事に的中した。「共和演説」で辞任した尾崎文相の後任をめぐる旧自由党と旧進歩党の対立により、憲政党内閣は崩壊した。この崩壊の直接の原因にもよく現われているように、⁽⁸⁾憲政党内部分裂の背景には、同内閣の成立に際して、⁽⁸⁾党員の間⁽⁸⁾に官職へ就くことへの期待が相当高まっていた事情があつた。政党員の「⁽⁸⁾獵官」熱は当時の政党批判の一標的となっていたと思われる。「日本人」の主筆三宅雪嶺は、当時の代議士の腐敗を批判する世論を次のように伝えている。「今や代議士の腐敗は撰拳人の腐敗と相並ひて弥々甚しく、代議士の議會に出る、其の旨意とする所は官職の獵取と賄賂の取得とに在りて、而して撰拳人の欲する所は只だ一時其権を売るに存し、一票の価幾金とは殆ど自他の間に公然認められ、相呼び相応じて恬然恥る無し、此の如き者にして議政の府に立つ、害ありと雖も益ある無し」⁽⁹⁾

と。羯南は憲政党内閣の崩壊後、山県内閣の議会対策は議員に「官祿」を以て誘因すれば充分であろう、と皮肉たつぷりに述べていた。⁽¹⁰⁾

さて、ついに山県内閣は第一三議会において増租案の提出に踏み切った。そのことが明らかになると、羯南がそれに反発したのはいうまでもない。増租案に対して憲政党（旧自由党）は、地租増徴による地主の負担増加を地価修正と増租率の低減、増租期間の制限などで可能な限り抑えた上で賛成に回った。一方、憲政本党はあくまでも反対の立場を決め、谷、三浦らの貴族院グループや新聞記者らとともに「地租増徴反対同盟」を結成し、反対運動に臨んだ。その「地租増徴反対同盟」の結成を提案したのは、他ならぬ『日本』新聞の末永純一郎であつた。⁽¹¹⁾谷干城を幹事長に、一二月八日の発起会を機に発足した「地租増徴反対同盟」は、一〇日付で全国に「檄」を發し、一五日には同志大懇親会を開催して気炎をあげたが、警察により途中解散させられた。各府県からも反対者が続々上京してくる有り様であつたが、ついに二〇日、増租案は衆議院を通過した。反対運動はその後、翌年九月に予定されている府県会議員選挙と第一四議会に向けて、増徴した地租を元にもどすことを目指す「地租復旧運動」として展開されていった。

羯南の増租反対は二つの理由によつていた。一つは前章で検討したように、軍備拡張を中心とした戦後経営のあり方に対する反対であり、今一つは農民の保護である。両者は必ずしも別個の問題ではなく、因果関係にあるものと認識されていたと思われる。農民の保護と関連して、彼は地租増徴反対の理由をこう述べる。「所謂大地主は農家といふと雖ども、其の実は一種の資本家にして、公債又は株式をも所有するが故に、半ば商家をも兼ねるものといふべし。地租増徴反対同盟は此の輩の爲めに起れるものにあらずして、他の最大多数なる小農民の爲めに偏重の課税を非とするなり」と。⁽¹²⁾

羯南のこうした見方は、地租増徴反対運動の先頭に立つた谷のそれと全く一致していた。谷は、地租増徴の是非を

ぐる田口卯吉との論争の中で、地租増徴反対の立場を次の根拠によって明らかにしていた。つまり、ヨーロッパ諸国に比べて、日本の地租は負担が重いこと、日本農業の根幹は小農民（「自田自作の独立農業者」）にあり、それゆえ、地租増徴により小農民の負担はさらに加重され、「小農併呑」を加速化する可能性があること、歳入不足を補うための財源はむしろ間接税（酒、煙草、砂糖）に求めるべきこと、などである。⁽¹³⁾ 谷がもつとも恐れたのは、小農民の崩壊による「我国農業生活の世界無比なる美風」の破壊と、それによって引き起こされる可能性のある社会全体の「擾乱」であった。⁽¹⁴⁾ まさしく農本主義の立場が如実に示されたものといえよう。

一方、羯南は、戦後経営のあり方への批判という観点から、軍備拡張の規模を改めることによる財政整理を主張してきた。つまり、「所謂戦後経営の粗濫より来れる不足は経営を改修するの外なし」というのが彼の増税反対の基本精神である。⁽¹⁵⁾ 「戦後経営の粗濫」とはいうまでもなく軍備拡張のことを意味する。彼は軍備拡張の国民経済へのしわ寄せを次のように指摘した。「之が為めに忽ち物価の騰貴及び輸入の超過に遭ひて、金融漸く逼迫し、民間の事業皆な萎靡すれば、従て公債復た募るべからざるを見る。公債募るべからずして償金を繰り入れ、経費不足を告げて増税を為し、増税又増税、而して遂に出入の平均を得ず」と。⁽¹⁶⁾ 要するに、彼の見解は「軍財の調和」という、戦後四年間訴え続けたきた主張につきるといえる。

ところが、前にも指摘したように、与党の憲政党はいうまでもなく、憲政本党も軍備縮小を明示的に示したことはなかった。それどころか、軍部の軍事費要求を認めたくえ、増税を不可避なものにした一八九九年度の歳出案は、解体前の憲政党内閣が作成したものを山県内閣がそのまま継承したものである。⁽¹⁷⁾ 羯南は増租案が衆議院を通過した翌日、その点を突いて、増租に反対するならば同時に「今後は宜しく膨脹狂の政にも反対すべきのみ」と、非増租派、とりわけ憲政本党に向けて反省を促した。⁽¹⁸⁾ また、増租案通過後、「失意」に陥っている憲政本党がそこから抜け出るためには同党

他の政党と異なる特色を明らかにする必要があるとし、ここで改めて増税反対と軍拡賛成との矛盾を指摘することに
よつて、軍備縮小の提唱を促した。⁽¹⁹⁾

あたかもその勧告を受け入れたかの如く、増租案の通過を機に、憲政本党の内部には軍備緊縮派が形成され、指導部
との間で対立を表面化させるにいたつた。⁽²⁰⁾ 軍縮派は主に旧革新党系によつて構成され、地域的には東北・「裏日本」の
農業地域の人が多いといわれ、⁽²¹⁾ おそらく地租増徴にもつとも反対した勢力が軍縮派を形成していたと見られる。軍縮派
は政務調査会に調査書を提出して、議会提出中の増税案を廃棄もしくは否決し、現在二億四千万にのぼる歳出の規模を
改め、一億四千万前後にその上限を決めることを提案した。⁽²²⁾ これに対して、武富時敏・大石正巳など指導部は歳出上限
を一億四千万に限定することに難色を示し、軍縮派は脱党の構えでそれに抵抗した。この内紛状態は三浦と神鞭の調停
により、幾度かの協議を重ねた上、ようやく鎮靜に向かつた。党議は「陸海軍台湾を始めとし、其他諸般の行政を整理
し、経費を節減し、別に新税を徴課せずして、少くとも地租、郵便、醬油の三税を復旧するの方針を確立すること」に
決着した。⁽²³⁾

羯南はこうした憲政本党の一連の内紛を党内の権力争いではなく、「政見の異同より来る内訌」と捉え歓迎した。⁽²⁴⁾ そ
して、憲政本党の紛擾に一応の決着がついた翌日、軍拡とそれによる政費増加の非を改めて指摘する論説を発表して、
憲政本党を暗に擁護した。⁽²⁵⁾

ところで、羯南と懇意の神鞭はその間、進歩党寄りではあつたが、彼が正式に政党に入党したのは自由・進歩党の合
同による憲政党の成立後であり、同党の分裂後は憲政本党に所属していた。松方内閣と隈板内閣で法制局長官を務めた
神鞭は入党以来、党内で多くの信望を集め、旧改進黨・旧革新派のどちらにも属さない中立派のリーダーとして見なさ
れてきた。⁽²⁶⁾ その神鞭は軍縮派の中には名を連ねていなかったが、「軍縮派の筆頭にあるべき」人物と見られ、最終的に

は軍縮派とともに行動すること予想されていた。⁽²⁷⁾ 神鞭が党内で明示的に軍縮派を名乗らず、中立を守ったのはおそらく党の分裂を避けるためだったと推測される。

しかるに、神鞭は地元である京都の選挙区においては、軍拡批判を展開していた。丹後地域における憲政本党の機関誌『丹後新報』（一八九八年一月創刊）は、(1)徹底した日清戦後経営批判・軍縮論、(2)地租増徴論批判、(3)憲政党の地租増徴および鉄道国有論に対する批判、(4)シベリア鉄道開通に対する期待などをその論調の特徴としていた。⁽²⁸⁾ これらは羯南の議論と全く軌を一にするものである。ここから窺えるように、羯南の見解は神鞭というルートを通じて憲政本党の軍縮派に影響していたのではないかと考えられる。

さて、増租案の成立を見た第一三議会の終了後、羯南は「議会の開設以来今期の議会ほど馬鹿らしきは未だ之あるを見ざるなり」と論評した。彼は同議会が地租増徴に始まり、議員歳費の増額に終わったと総括し、それらの案を通過させた議会の行動を「立憲政体の漸く変じて専制政体に傾く所以、乃ち議会ありと雖ども、是より益々政府の前駆と為りて、人民の膏血を吸収するに至らん」と酷評したのである。⁽²⁹⁾ また、ヨーロッパの経験は「立憲政治なる者は、要するに小数の暴横者を多数の暴横者に変じたるまでの結果を示したり」といった評価を一理あると肯定するに至っていた。⁽³⁰⁾

ところで、彼が憂慮したのは立憲政治の墮落だけではなかった。彼の苦心の源泉は農業社会から、特に日清戦後に急速に進んでいく産業社会への転換にどう対処すべきかにあったと考えられる。もともと農民を基本とする共同体的な社会を前提に政治を認識していた彼にとって、産業化に伴う利益追求欲の噴出や社会規範の希薄化などは一種の危機に他ならない。彼は『統地租増否論』に寄せた序の中で次のように述べている。「昨年以來我が政界に於て地租増徴論と同時に又は鉄道買上論、又は市区独立選挙論、又は動産銀行論、又は外債募集論の如き諸問題陸続として勃興せしは全く商工社会の唱道に係り、何れも国費の負担を農民に加へて以て工商の利便を図らんとする策に非ざるは莫し⁽³¹⁾」と。

そうした商工部門の利益噴出を羯南は「腐敗」の元と考え、ますます利益政治に批判的となつていった。第一三議会后、そうした批判の重要な契機となつたのが東京街鉄の私設問題と横浜埋立事件である。両事件とも憲政党の星亨が深く関わつていた。前者は、一八九九年六月に行われた東京市会議員の改選選挙において東京市会に進出した星が、自由派による市会の支配を成就するために、西郷内相から内諾を取り付け、有力資本家に市街鉄道の敷設権を保障した事件である。後者は、第一三議会で地租増徴反対議員を買収するため、星が小山田信義への横浜海面払い下げを内務省に約束させたことが世に明るみに出た事件である。⁽³²⁾

羯南は両事件を「行政府が政党员と結託して公益事業を私利に供犠するの嫌あり」と解し、政党的「腐敗」のみならず、政府の「腐敗」をも糾弾した。⁽³³⁾ 彼にとつて上記の事件は、政府が文官三令によつて政党的「獵官」の門を閉じて、代わりに開いた「漁利の道」に政党が見事にはまつたことを意味した。⁽³⁴⁾ だが、彼に言わせると、「政治上の罪惡」は「獵官」にもまして「漁利」、即ち汚職を伴つた利益政治にあつた。というのは、獵官はなお「名譽の争たるを失はざる」がためである。「本と公共の安寧及利福を図るの地なりと雖ども、個人の方面より言へば、功名譽を成すの地ともいふを得べく、而して竟に利益を争ふの地にはあらざる」⁽³⁵⁾ べき政界が利益により動かされていることに、彼は憤慨したのであろう。その汚職と利益政治の元凶ともいふべき星亨に対する羯南の批判の度合いは、彼が星亨を暗殺した犯人に同情的な論調を示していたことから端的にうかがい知ることができよう。⁽³⁶⁾

羯南の利益政治に対する批判はその後も度を増していった。山県内閣のもとでの第一四議会の様子を羯南は一言で「一種の市場に均しい」と論評し、「議院より提出せる諸種の案にして市場と相ひ関連するもの一にして足らず」、「今日議会列席者の過半は所謂の利益問題にあらざれば熱心ならず」などと批判した。⁽³⁷⁾ しかも、そのことは「立法上財政上政府の放恣を牽制す」べき議会の任務を放棄したものと映じ、「我が立憲政治の前途は益々絶望」と、彼は悲觀したの

である。⁽³⁸⁾

その第一四議会の諸議案の中でも、羯南が特に関心を寄せていたのは、市の独立選挙区化の内容を盛り込んだ衆議院議員選挙法改正案であった。彼はそれに反対する理由をこう説いている。「商工社会の実力にして真に国家に貢献すること農民よりも多きに至らば、其の政界に勢威を占むる、亦た是れ自然の結果なるべきも、今の商工社会は未だ其の域に達せずして、所謂る泡沫的勢力のみ。市独立選挙の法は、此の泡沫的勢力をして益々泡沫的たらしむるの嫌なしといふべき乎⁽³⁹⁾」と。彼の認識からすると、日清戦後景気によって急成長してきた商工業界は「泡沫的勢力」に過ぎなかつた。では、あるべき商工業社会とはどのようなものなのか。残念ながら、彼はついにそのことについて、具体像を提示したことはなかつたと思われる。彼が強調したのは、公益への貢献という抽象的な内容のものに過ぎなかつた。

以上で検討してきた、隈板内閣崩壊から義和団事件の勃発に至る時期は、対外的には独露の清国領土占領により東亜情勢が流動化しはじめた時期と重なっていた。羯南の同時期における政治への失望は、対外問題への関与をさらに強める方向に働いたのではないかと考えられる。また、彼が折から結成された東亜同文会を媒介に近衛篤磨と緊密になつていくことは、進歩党の内紛―それまでの「民党」的な路線を堅持しようとする勢力と、指導部を中心として政権へ接近可能な政策への転換を図ろうとする勢力との分裂―の進展とパラレルに進行していく。彼は政党に対する批判を強め、しだいに政党とは距離をおくことになる。

第二節 清国分割への反応と対清策

ドイツの膠州湾占領を皮切りに東亜情勢が緊迫化すると、羯南は即座にそれに反応した。その内容は防衛力の増強を主張することであった。折しも増税反対、軍備縮小を唱えていた彼は、「侵略的軍備」「攻勢的防備」に反対し、「先づ速かに島帝国の門牆を固くせんこと」を求めた。⁽¹⁾ 彼は宣教師の遭難を口実にドイツが不当にも膠州湾占領を敢行したことを、「寧ろ兇戯に近し」と批判し、そのドイツの挙動に抗議しない列国の態度をみて、「国際の道理は此に至りて復た見る可からず」と嘆いた。しかし、この時羯南が注視したのは、実は「国際の道理」の欠如ではなく、ドイツ事件を契機として連鎖反応を起こしうる英露の動向であった。⁽²⁾ すでにロシアは旅順に手を伸ばしていたのである。そこで彼は、列強が今後どこまで侵略の手を伸ばすのかを憂慮しつつ、日本としては急いで「海防」の完成に勉めなければならないと力説した。

「今や東洋は漸く諸国の競争場と為る。東洋に国する者は、其の對外策特に軍備の如きに旧時の思想を保つべからざるなり。老朽の支那国を對手とし、若しくは荒漠の西比利を戦地として計画したる軍備は称して攻勢的防備といふも、夫の千里の外に游泳し来れる破壊器は決して旅順(ロシア引用者) 又た福州(イギリス引用者) に閉居する者に非じ。海防にして完成せずば、今後の局面復た容易に退守をさへ為すべからず。況んや進取をや。」⁽³⁾

彼は、英露の侵略の対象に日本も含まれているのではないかと危惧していたのである。即ち、彼は、「吾輩の今日最も意を留むべきは、彼れ欧人等の所謂の極東に我が日本を含有せざるや否やに在り」と述べた。また、戦後経営にお

る大規模の軍備拡張がもし「支那分割」に参画するためのものだとしても、「支那分割の後は、歐人の殺伐的東侵乃ち此に息むべきか、日本帝国は歐人今日の所謂の黄色地の以外に置かる、を得べきか」と、憂慮を禁じえなかつたのである。⁽⁴⁾

これによると、彼が日本の被侵略の可能性を排除できなかったのは、日本が清国と同人種であることに一つの根拠があつたことが窺える。そのことが彼をしてそれまで軽率に人種問題を持ち出させなかつた理由だつたとも考えられる。彼は政府にその点に關して注意を促している。彼によると、ヨーロッパ諸国の對外膨張の根拠は「人種の差異」と「政体の差異」にある。政体の改良によりその一つの根拠を跳ね返した日本が、列強による清国分割を傍觀するのは「人種の差異」というもう一つの根拠を結果的に認めることになり、そのことは中国人と同人種の日本も彼らの侵略を甘んぜざるをえないことを意味するといふ。⁽⁵⁾ 言い換えれば、文明白人種という觀念が支配的な環境のもとで、「人種の差異」による侵略を正当と認めてしまうと、原理的には日本も彼らの侵略を甘んぜざるを得なくなるといふことに注意が払われていたのである。

このように彼は防衛力の強化を訴えながら、他方においてはドイツとロシアに対して批判を加える。その批判は、ドイツとロシアが東洋の平和維持という名目の下で日本を遼東半島から追い出した三国干渉の張本人だつたことにより、激しさを増していた。ドイツの行動について、彼は「強盜的手段」による占領は果たして「東洋の平和」に害なしといえるかと難詰し、「東洋の平和に害あるが為に還遼したる我国は固より露仏（独か）の如斯暴挙に容喙するの権理あり」と、日本は「還遼」した事実に基づき独露の同地占領に抗議する権利があると主張した。⁽⁶⁾

次いで、彼らの行動の非文明性が追及される。羯南は、「獸力の進歩は文明の退歩なり。歐人は自ら文明人種を以て任ずるにも拘らず、獸力の進歩を将来に期するは、彼れ自ら其の名誉を棄つる者に非るか」と独露の侵略行為を皮肉つ

た。⁽⁷⁾ また、世界文明の進歩はひとり物質的な進歩のみを意味するのではないはずだとし、「人道に悖るの挙動を当然視するは是れ人道の存在を無視するもの、従て世界文明の大理を忘る々もの」だと批判する。⁽⁸⁾ そして、それに「弱肉強食」の世界秩序に対する批判が続く。

「世界に道理の行はる、を信ぜざる者は、是れ弱肉強食の事実を正当とする者なり。国民は猶ほ個人の如く、弱強の差なきを得ず。弱必ず強に属し、小必ず大に服すべしとせば、今日の世界に於て比較的弱小の国民は竟に自立の権を亡はざる可からず。所謂『人類一致』なるものは、強侵略大凌小の結果たらざる可らずして、従て所謂る文明進歩も亦た正義平和及び博愛と相反するものたるに至らんとす。」⁽⁹⁾

第一章で述べた彼の『国際論』の一節を想起して頂きたい。「優勝劣敗」が「弱肉強食」という表現に変わっただけで、内容はほとんど同様である。つまり、いずれの場合も、彼が自国の独立と安全が脅かされていると認識した時、「弱肉強食」的な世界秩序に強く反論を提起しているのである。ただし、後述するように、今回は以前と違って、西洋帝國主義全体が狙上へのせられるのではなく、ドイツとロシアのみが標的となる。それは、日本の清国に対する経済的蚕食を積極的に唱えていく彼が、その主張の正当性と、独露の行為の不当性を両立させるための苦心の産物だったと思われる。彼があえて「弱肉強食」という、より暴力的なイメージを与える言葉を用いた所以も、そこにあると考えられる。さて、彼は独露に対して抗議を行わない政府を非難した。それと同時に政府が軍備拡張へ偏重して、彼の日清戦争以来の持論であった清国における実質的な利権拡張に怠慢であったことにも批判の矛先が向けられる。「妄想」だとばかり思っていた清国分割が沿岸地から始まり、内地においては、イギリスが新たに獲得した内地河川の航行権によって、

江南地方の開放の見通しが立っていた。その反面、日本は日清講和条約で揚子江の航行権を得たにもかかわらず、未だにその事業に着手だにしていけない。この状況を羯南は、戦後の軍備拡張による財政困難の結果だと判断し、政府を厳しく批判したのである。⁽¹⁰⁾その上、当時持ち上がったイギリスの威海衛租借の問題に触れ、現在駐屯している日本軍の撤兵には条件をつける必要がある、無条件に手放してはならないと政府に勧告した。⁽¹¹⁾彼によると、そのことは必ずしも新たに大陸を割取することではなく、「東洋の均勢」上、「既得の権利」を保持することに他ならないという。⁽¹²⁾

ちょうどその頃、四月四日、進歩党議員を中心にした衆議院議員と若干の貴族院議員、そして羯南を含めた民間の有志ら三〇人ほどが集まり、次のことを決議した。「東洋永遠ノ平和ヲ鞏固ナラシムルガ為メ遼東ヲ還付シタル主旨ニ基キ清国ニ対スル露独ノ行為ニハ抗議セザル可ラザルコト。露国ニ於テ其行為ヲ改メザルニ於テハ威海衛撤兵等ニ付テハ我政府ハ別ニ考フル所ナカル可ラズ」。⁽¹³⁾この決議には、今まで検討してきた羯南の主張が二点にまとめられ盛り込まれていることが一目で分かる。羯南がその決議作成に具体的にどのように関わっていたかは不明だが、上記の文面を考慮すれば、彼の影響力は無視しえないものと思われる。

彼らがこのように運動を起こす行動に出たのは、三月二七日にロシアがついに清国と遼東半島租借条約を結び、それに対して政府が依然として積極的な対応を見せないことに反発したためと見られる。そもそも伊藤首相は第三次内閣を組織するに際して開かれた御前会議の席上で、外交の方針と関連して、「今日吾邦ノ内情ヲ顧レバ兵備充分ナラス、濟政ハ困難セリ。強敵ニ当タルベカラス。局外中立を以至当卜考」と表明していた。⁽¹⁴⁾その方針に基づき、政府は独露の挙動に対してイギリスの出方を注視しつつ、他方ではロシアの提議に応じて朝鮮をめぐる新協商を進めていったのである。ロシアが占領していた旅順・大連の租借の申し入れに踏み切ったのも、イギリスからの黙認があったからであった。このような事情からして、日本政府がロシアに抗議を試みることはできなかったのである。⁽¹⁵⁾

こうした政府の消極的な対応は、たびたび「分割を座視する」政策、あるいは「無策」と新聞によって批判されていた。⁽¹⁶⁾ 対外有志の集まりがあったその日にも、『日本』は四月二日の閣議の様子を「何事も為さず決す」という副題の下で、「只だ傍觀主義を取ると言ふに一決し一切万事東洋平和の名の下に屈伏を甘んずるに在りしとかや」と伝えていた。⁽¹⁷⁾

さて、先の「対外同志会」は四月九日、再び集会を開き、二〇人の委員を選定して今後の運動方針を協議した。その後は例の如く、大演説会の主催、「対外同志会」の主旨書の地方への配布、対外同志新聞雑誌記者懇親会の開催など運動を進めていく。その間、進歩党の鈴木重遠の交渉に対して、国民協会と自由党はその運動に加わらないことを明らかにしている。新聞報道によると、自由党は、「本問題は結局実力問題なり」との理由で、外交的抗議を試みることに消極的であると伝えられている。⁽¹⁸⁾ もっとも、伊藤内閣との提携交渉の最中にいた自由党としては当然な反応ともいえる。だが、その提携は不成立に終わり、臨時議会に向けて開かれた大会においても自由党は「欧州列強ノ清国要地借入ニ対シ、我国ハ目下抗議ヲ為スノ必要ヲ認メザル事」を議決している。⁽¹⁹⁾ 要するに、自由党は伊藤首相と同様、「実力」、即ち軍事力の不十分を理由にロシアに対して抗議をしないことを決めているのである。

こうした自由党の対外態度と、外交的抗議を要求する「対外同志会」のそれとの対立は、既述した三国干渉の責任問題をめぐる自由党と「対外硬」勢力との対立の様相と一貫している。つまり、軍事力の背景を中心に外交を考える前者に対して、外交は軍事力の不足を補完する役割をなし得ると考える後者の考え方が対峙しているのである。自由党が軍事力の不足を理由に独露に抗議しない方針をとったとすると、それを清国「分割」の容認といえなくもない。しかしながら、羯南も「対外同志会」も日本の分割参加の可能性を完全に排除していたわけではない。

彼らの「主旨書」には独露へ抗議して「遼東還付の状態に復せしむる」ことが主張されると同時に、もしそれが叶わない場合、「進んで新状態に基き東亜に於ける勢力の均衡を得るの行動を為さざる可からず」と明記されている。⁽²⁰⁾ また、

四月二二日に日本政府が清国に福建不割譲に関する約束を取りつけたことが報じられると、「対外同志会」は「(前略) 政府の施設唯だ此に止まるとせば吾輩は東亜均勢の恢復に毫も補なく却て将来に妨害ありし所以にして外交の失敗を重ぬるものと認む」という決議を行つた。⁽²¹⁾ その決議があつた翌日、羯南はその決議を支持し、さらに敷衍して次のように説いた。

「今回の事は東亜の均勢に補なきのみならず、外交の一成功といはんよりは、寧ろ其の一失敗たりといふも亦可なり。大体に於ては帝国対外の無政策を自証するものにして、列国の侮笑を受くるに過ぎず、況んや其の結果の反て将来に障碍と為るをや。帝国若し必要に遭ひて台湾の対岸に一地を借用せんとするも、今回の誓言に拘束さるゝの煩なき乎。独り福建省のみに不譲与を誓言せしめ、他の浙江江蘇諸省の譲与には異存なしとする乎、唯だ不譲与の誓言を為さしめたるに因りて、帝国の東亜に於ける均勢は成立する乎、独逸に膠州の割与及び露西亞に遼東の譲与は今回の事に由りて我れ之を是認するものに非る乎。⁽²²⁾」

つまり、将来日本が同地を割譲する必要に遭遇した際に福建不割譲の約束が足かせとなることが危惧されていたのである。その後、「支那保全」がしだいに彼らのスローガンとして定着していく中でも、日本が分割へ参加する可能性はたえず考慮されていた。

さて、独露の清国占領による東亜情勢の緊迫を機に、国内には清国・韓国問題に従事する新しい団体が組織されはじめた。代表的なものに犬養・羯南などを中心とした東亜会と、近衛と大陸浪人を中心とした同文会がある。羯南は両方に関わっていたが、この二つの団体は周知のように一八九八年一〇月、合併して東亜同文会を結成するに至る。羯南は

東亜同文会の幹事、初代幹事長を務めるなど、彼の今後の言論活動は近衛・東亜同文会と密接に関連していたと考えられる。そのことについては次節で詳しく考察することにして、以下では次節を理解する前提として、その後の羯南の対清策の基礎について述べておきたい。

彼は先に述べたように、「弱肉強食」の原理が支配する世界秩序とその非文明性を突くことで独露の侵略行為を批判していた。その上、彼は、今度は列強の中を「弱肉強食」の暴力の世界を代表する独露と、「正義自由均等平和博愛」の精神を代表する英米仏の二つの勢力に分類し、日本は後者に与することを主張した。英米を「正義自由均等平和博愛」の精神の体现者と見なす根拠はこうである。まず、アメリカに関しては米西戦争を取り上げ、「米国の西亜に對するや、本と玖馬島民の羈絆を解かんといふに在り。其の軍備の不充分なるをも顧みずして敢て開戦を宣布し、剩さへ遠く太平洋の西南に來りて比律賓島の人民をも救はんと擬す、是れ人類界に於ける真正の戦なり」と評価している。そしてイギリスについては、「東亜大陸を侵略せんとせずして却つて支那帝國の獨立を扶けんと公言し、此の獨立扶掖の方法として旅順に對する威海衛の借用を要求す、是れ必ずしも非とすべきにあらざるなり」と評した。⁽²³⁾

前にも触れたように、当時にフランスのイメージで捉えられていたアメリカがこのように扱われるのは大して不思議ではないが、イギリスの場合は全く意外なほど、これまでと評価が逆転している。それまでは、文明国を自称しながら、実は野蛮な行動を行っているという理由で、その「文明」の虚構性を暴かれていたイギリスが、今になっては「正義自由均等平和博愛」の模範として提示されたわけである。

このように彼があえて「正義自由均等平和博愛」の精神を強調して英米に与することを求めたのは二つの含みを有すると考えられる。一つは、自分の対外主張および日本の対外進出の正当性を確保するための準備作業だったということである。つまり、アメリカのキューバ占領の例で彼が称揚したように、「正義自由均等平和博愛」精神による他国侵略

は正当であると彼は受けとめていたのである。もう一つの含みは、彼が対清策において「支那保全」を軸に、同意見の列国との協調を求めはじめたということである。

独露の清国領土占領後、「支那保全」を第一義的な対外策と据えていた羯南は、清国の内政改革を通じてその目的を達成しようとしたと考えられる。改革の必要性は次のように打ち立てられる。東亜問題の究極の原因は「清国の未だ今世紀に対して『国』たるを得ざる」ことに存在する。それゆえ、東洋平和の基礎は「支那帝国をして今日の世に於ける真正の国たらしむる」にあり、そのためには清国の改革が何より緊要だとされる。⁽²⁴⁾ところで、この清国改革論は直ちに「日清提携」を意味するものではなかった。羯南は北京政府に「内治大制の革新」を迫る一方、「列国公使の公明正なる同意を促がして此の脅迫に協力せしむべし」と述べ、⁽²⁵⁾清国の改革に列国の協調を求めているのである。

清国改革の主張は、同年九月末起こった改革派の政変（戊戌政変）失敗後、一層の力が入る。その時も羯南は清国の改革による「支那保全」を主張し、⁽²⁶⁾その実行において日本は「利害の点に付きて英国と相謀り、仁暴の点に付き米国と相ひ謀るべし、斯くして猶ほ成功を得ずとせば、是れ天命のみ」と述べ、列国、その中でも「自由均等平和博愛」の体現者の英米との協調を必要条件として考えていた。⁽²⁷⁾要するに、彼は清国が改革を通じて近代国家の体制を整え独立を維持する方が、分割されるより、日本の利益及び東洋の平和維持に役立つと判断すると同時に、日本がその改革を援助するのには英米との協調が必要だと考えていたのである。

最後に、この節を終える前に、彼の「平和」に関する考えを述べておきたい。なぜならば、その考え方は彼の対外論の核心と深く関連していると思われるからである。

彼の平和論は、ロシア皇帝により提唱された平和会議の呼びかけを機に展開された。九月に入り、そのニュースが日本に報じられると、国内では様々な反応が示された。『東京朝日新聞』は平和会議の提唱に対する世界の見方を二つに

まとめて紹介していた。一つは「露国一時の策略」だとするもの、今一つは「露国一時の策略に非ずして全く永遠の平和を希望したるに依る」とするものである⁽²⁸⁾。そのことは、日本国内の反応についてもあてはまる。前者を代表するのが蘇峰の『国民新聞』だとすると、後者を代表するのが羯南の『日本』だといえる。

『国民新聞』は社説の冒頭、「之(平和会議の提唱―引用者)を觀て世界は最早太平なるべし、我邦の如き亦復た後れ馳せの軍備拡張をなすを須ゐずとなすものあらん乎、実に皮相の見と謂はざるべからず」とした上、今回の提議はあくまでもロシアの都合によるものだと指摘した。そして、日本としては「他国の恩恵によりて其平和を維持する如き意気地なきものたらんよりは、切に自己の力を以て其平和を維持するものたらんことを望む」と述べ、暗に軍拡の継続を促した⁽²⁹⁾。後にその平和会議に日本代表の一人として参席する国際法学者の有賀長雄も、大同小異のコメントを彼の主宰する『外交時報』に発表している。つまり、有賀は「余輩の所見にては此の会議は別に深き政治上の意味あるに非ず、夫の仲裁々判を以て戦争に代へむとする会議と一般、仮令各国政府より委員を派遣するも唯た希望の一致を決議するに止まるべく、畢竟一種の慈仁的公会として見る可きものならむか⁽³⁰⁾」と、平和会議に大した期待感は見せていなかった。

これに対して羯南は、五回もの連載を通じて、平和会議の提議の意義を積極的に評価した。彼がそこまで平和会議に至大な関心を寄せていたのは、当時懸案となっていた増税に反対する(一軍拡反対)意図があったからに相違ない。彼はヨーロッパにおける平和会議の歴史を一瞥し、今回の露帝の提議も「國際恒久の平和といへる高尚且遠大なる理論を代表する一の大企図たるを失はず」と評価した。しかし、彼はその平和の提唱を単なる「高尚」な理想の次元のものとして受けとめたわけではない。彼の議論をその行間をくみ取りながら、整理してみると次のようになる。

羯南は、「世界的利害連帯」の増進に平和の価値を見いだしていた。彼は、鉄道、航路、郵便などの発達により世界各国の相互関係が密接になってきた状況を、「世界的利害連帯の姿」の成立と規定し、「蓋し世界の大勢は人類共通の利

福を経とし、而して列国各自の開発を緯とするものなり。列国各々争ひて富源を開発するも、其の結果は自ら人類一般の利用と為る」と説明した。⁽³¹⁾ こうした「世界的利害連帯」の増大は平和の価値を高める結果をもたらす、と彼は理解したのである。

「所謂る十九世紀の終末に於ける世界の大勢は、列国政府をして兵器の改良と軍備の拡大に疲かれしむると同時に、又た諸国民を駆て世界的利害連帯の構成に益々親交せしめつゝあり。列国政府の当局者等が、平時に在りて貿易交通の進歩を奨励するは、彼れ富国を以て強兵の本と為すに出づ、而かも国愈々富み、貿易交通愈々進むときは、平和の価値愈々高まりて、所謂る強兵亦容易に之を動かす能はざるに至らん。⁽³²⁾」

このように「世界的利害連帯」が進むと、それは間接的に戦争の抑止につながる。「世界的利害連帯の存する処は世界的平和の容易に破れざる処なり」というのが彼の信念であった。要するに、ロシア皇帝の平和会議は、こうした彼の言う世界の大勢に符合するものだから賛同すべきだというのが彼の立場だったのである。

この「世界的利害連帯の存する処は世界的平和の容易に破れざる処なり」という考え方は、以後繰り返し強調される。南進論以来、一貫して軍備拡張に反対し、その代わりに通商や航路の拡張を通じた国富の増大を目指してきた羯南であるが、ここに至っては一歩進んだ形で、通商や航路の発展の結果、世界は益々利益を共有することになり、そのように相互の利害がからみ合う状態が進むと、それは戦争を抑止する方向に働くという議論を展開したのである。

ただし、この「利害連帯」の増進と「平和」の増進とを不可分の過程とみる一見自由主義的なシエーマは、果たして本当に自由貿易の主張なのであるか。日清戦後、朝鮮をほぼ日本の勢力圏と認識し、清国においてもすでに列強間の

利権獲得の競争が繰り広げられている中で、彼の主張する「対外平和事業」が、単なる自由貿易を意味することはもはやありえない。彼の主張が自由貿易論になりえないということは、彼の対外事業の主張が常に清・韓に集中しており、欧米との貿易に関してはほとんど言及されていないことが何よりの証拠であろう。だとすると、彼の「利害連帯」と「平和」のシエーマはあえていうならば、「自由貿易帝国主義」とも規定すべきものだったといえよう。彼はその後、利権獲得の主張を強めていく。だが、その利権獲得こそ当時の「帝国主義」の代表的な手段であったし、彼が批判してやまなかった「弱肉強食」の一表現に他ならなかったのである。

ともあれ、こうして露帝の平和会議の提唱をきっかけにして、「世界的利害連帯」と「平和」という観点を打ち出し、軍事力ではなく経済的競争による利益増大の方針を提示した羯南は、その線に沿って対清策を講じていく。また、そうした羯南の対外方針は近衛や東亜同文会の対外理念にある程度の影響を与えていたと考えられる。

第三節 近衛篤磨・東亜同文会と「支那保全」

前節で指摘したように、清国分割の開始とともに、日本には対外問題に関する新しい団体がつくられ、その中心に近衛貴族院議長が君臨することになる。条約改正反対以来、「対外硬」運動のリーダーであった谷は、日清戦争処理や戦後における軍拡反対の立場に端的に現れているように、「国防」の限度を超えて海外へ膨張していくことに積極性を示さず、小日本主義の傾向を見せていた。その結果、谷は「対外硬」運動の中ではその存在感を薄めていき、その代わりに近衛がしだいに浮上することになる。しかし、羯南は谷とは違って、近衛および東亜同文会と緊密な関係を持ち、引き続きイデオログとしての役割を果たしていたと見られる。この節では、近衛と東亜同文会について、「支那保全」

の理念を中心に考察し、彼らの対清策と羯南との関係について述べていきたい。

五年間のヨーロッパ留学の経験を持ち、一八九六年に三三才の若さで貴族院議長に就任した近衛は、五撰家の筆頭の家柄の長子という出自の尊貴さと見識の広さによって、しだいに政界の大物として頭角を現すようになった。近衛の政治思想および対外方針に関する考え方は羯南と共通する点が少なくなかった。近衛の政治思想は、立憲主義と貴族の政治的役割論に集約することができるが、立憲主義を中心とした近衛の政治思想についてはすでに詳細な分析がなされているので、ここでは後者を中心にして検討してみたい。というのは、近衛の華族観は、彼が対外問題に深く関与していく動機づけの一端を解明してくれるものと考えられるためである。

近衛が「華族」の政治的役割について強い関心を持っていたのは、華族の中でも最高の権威を有する近衛家の長子という彼の出自からして自然なことかも知れない。近衛は、「皇室の藩屏」としての華族には皇室および社会から受ける優遇に対して、果たすべき義務があると認識した。その義務とは、華族としての「気概」と「品位」を維持して、国民の「標準」、即ち模範となるべきこと、およびその行為において「公共ノ事業ヲ助ケテ間接ニ社会ノ発達ヲ助クル」ことである。このような彼の華族観は、学習院改革において、外交官の育成に重点をおくよう主張したことや、華族の地方居住を許して、地方政治における「官民間の調和」⁽⁴⁾ 幹旋役、あるいは公共事業への従事などを通じて、国家のために役立たせようとしたことに具体的に現れている。

要するに、近衛は、資産と名誉を有している華族は、国家と国民のために奉仕すること、言い換えれば「公益」のために働くことにその存在意義があると考えていたのである。近衛が対外問題に深い関心を持ち、ついには東亜同文会という団体を組織して、対外政策の実践の一翼を担うことになるのも、そうした華族本来の義務への認識の延長線上で理解することができる。

一方、羯南が東亜情勢の緊迫化以後、公爵近衛に接近し、近衛のブレインに等しい役割を果たしていくことは、彼の考えていた「公益」と貴族の役割に関する観念と無関係ではないと考えられる。羯南は、大隈条約改正案反対運動の当時、貴族から何らの反応も見られないことに憤慨し、次のような貴族論を展開していた。

「貴族なる者の貴き所以は、啻に其の地位の貴きと其の爵禄の優なるとを以て貴きにはあらず、其の職分の重くして報国の義務を尽すこと遠く庶民の上に秀づるが故にあらずや。華族なる者の王室藩屏なる所以のものは啻に王室の周囲に沈坐するを以ての故にあらず、一旦国家の大問題あるに当りて率先して之が解決を勉むるが故に非ずして何ぞや。(中略) 要するに日本華族は王室と共に日本国民全般の為に存在するものなり。：蓋し華族の王室に尽す所以のものは常に至尊の聖徳を発揚せんことに志し、内に向ひては国民の一致を破らざらんことを勉め、外に對しては国民の存立を傷けざらんことを勉むるに在り。」⁽⁵⁾

つまり、羯南は「国家の大問題」、即ち国家の存立と国民の統一といった、公共性の最たるものに関わる事柄に率先して取り組むところに、貴族の存在理由を認めたのである。その羯南にとって、東亜同文会を組織し、対外問題に積極的にコミットしていく公爵近衛は、彼の理想に当てはまる恰好の存在だったに違いない。こうして、本章の第一節で見たように、利益政治(私利の表出)へ傾斜していく政党の現状に悲観的となっていた羯南は、公益の体現者と観念される公爵近衛にしだいに傾倒していったのである。

東亜同文会を組織して、後期「対外硬」運動の中心人物として台頭する以前の段階における近衛の対外方針は、羯南と同様、領土拡張より「実利」優先の外交を求めるにあつた。⁽⁶⁾だが、以下の二点において、近衛は、羯南や谷と若干見

解の相違を見せていた。一つは、対外方針を導く土台としての社会の発展へのヴィジョンに関してである。既述したように、谷と羯南がどちらかというところを農民を基礎とする社会の維持に努めたのに対して、近衛は商工社会への転換の展望をより濃厚にもつていた。近衛の機関雑誌『精神』は、「我国の地位形勢武を用ゆるに適せずして商に適し工に適す。商工以て実に東洋に覇たるに足るべきのみ」と商工立国を唱え、農業に比べ後れをとっている工業発展に力を入れ、日本を「東洋商売の四通八達の衝路」にすることを訴えていた。⁽⁷⁾近衛自身も日清戦争の最中、日本の将来は「商工」によつて富国を図るべきだとし、戦後における海運の発達を訴えていた。⁽⁸⁾

近衛と羯南・谷との相違の二つ目は、近衛は他の二人に比して東洋における日本の盟主意識が強く、その分、「アジア主義」の色合いが濃いという点である。そのことは、近衛が日清戦後、「富国強兵の実を挙げむと欲せば、東洋の海上権を我に収むるの必要ある」と強調して、ヨーロッパ航路の開設には反対し、まず日本海・支那海・太平洋上において日本の優越的な航行権を確立することを主張したことから裏づけることができる。近衛はこの「東洋の海上権」を日本が収めることを、日本に課せられた「天命」だと述べていたのである。⁽⁹⁾

以上のような特徴をもつていた近衛は、ドイツの膠州湾占領で始まった東亜情勢の流動化を機に、積極的に対外問題に関与することになる。『太陽』一八九八年一月号に掲載され、国内外の大きな反響を呼び起こした「同人種同盟」論はその口火を切る第一発であった。その論説は明らかに独露の清国領土占領に対する近衛の反応を示したものに他ならない。論説の中で近衛は、「東洋の前途は終に人種競争の舞台たるを免れじ」という認識の下、その人種競争を特に黄色人種と白人種間の競争として規定し、白人種の列国同盟に備えて、「総べての黄色人種は大に同人種保護の策を講ぜざるべからず」と訴えた。⁽¹⁰⁾

このように「黄色人種」の団結が訴えられていたわけであるが、しかし、その続きを精読すると、彼の「同人種同盟」

論は実は日清同盟論に他ならなかったことが分かる。彼がこの論説を通じてもっとも主張したかったのは、分割の危機に瀕している清国を日本の主導で再生させ、「保全」を図ることが日本の国益につながるという点であったと考えられる。つまり、彼は「支那人民の存亡は決して他人の休戚に非ずして、又日本人自身の利害に関するものたり」と強調した上、日本が清国人を「誘掖」「開導」してその「進歩」を図ると、日清間の「人種保護の默契」が成立するだろうと展望した。⁽¹²⁾ 以上は、まだ言葉こそ明示されなかったにせよ、「支那保全」論を提示したものとみてよいであろう。論説の最後を近衛は「支那」問題研究の必要性を指摘して結んでいる。

この「同人種同盟」は、国内外に近衛を日清同盟論者として印象づけた。後の「七博士」の一人で、当時学習院の教員としてドイツで留学中であった中村進午は近衛に手紙を寄せて、日清同盟の不得策を忠告した。中村の忠告の要旨は、第一、たとえ「人種同盟」が近衛の本音だとしても、近衛の地位に照らして、その意見を公にするのは不得策である。第二に、現在の清国の状況を見ると、その国と同盟しては日本の不利益が甚だしいが故に、欧米強国を敵に廻すような日清同盟策は取るべきではない、ということである。⁽¹³⁾ 近衛はその手紙に「好意感ずべし」と感想を添えている。また、ほぼ同じ時期に届いた近衛の実弟で長年ヨーロッパに滞在していた津軽英磨は近衛に宛てた手紙の中で、日清同盟の不利益を指摘し、むしろ清国の分割に積極的に参画することで日本のヨーロッパ諸国の仲間入りを図るべきだ、という意見を開陳した。⁽¹⁴⁾

これら近衛が信頼を置く者からの助言が効を奏したのか、近衛はその後機会あるたびに自分の主張が日清同盟論ではないと釈明した。つまり、上記の「同人種同盟」論が彼を日清同盟論者と決めつける誤解を招いたとしてそれを否定し、自分の真意は「帝国の思想及文化が支那の思想及文化を化育し、支那国民をして一日も早く文明の恩沢に浴せしめんことを望しのみ」と説明した。⁽¹⁵⁾ また、清国は現在「国家」や「国民」、あるいは「政府」といふべき内実を備えていない

と指摘し、自分はそのような政府と同盟して「欧州諸国の疑惑戒心を購ふを辞せずとまで決心するの勇を有せざる」と、強く日清同盟説を否定した。⁽¹⁶⁾

このように、独露の清国領土占領を契機に、東亜問題に発言しはじめた近衛は、やがて大陸浪人とともに同文会を組織し、一八九八年一〇月には同種の団体である東亜会と合併して東亜同文会を結成することになる。まず、東亜会と同文会の成立経緯から述べていきたい。

羯南がその発足に関与していた東亜会の成立経緯はこうである。一八九六年頃から清国問題に関心のある者による会合が持たれ、その会合には羯南、三宅、池辺吉太郎などの新聞社関係者と、大陸浪人の大御所の荒尾精門下の人物、そして帝国大学や東京専門学校（早稲田大学の前身）の学生などが集まっていたという。その会合を母体として、平岡浩太郎・犬養毅・江藤新作など、かねてから清国問題に関心を持っていた進歩党系の人物が加わって、一八九八年四月以後成立したのが東亜会である。⁽¹⁷⁾ この会は実際には資金的な準備もなく、研究・討論・友好の団体にとどまっていたといわれる。⁽¹⁸⁾

一方、近衛を中心に、彼の側近と清国で活動している大陸浪人が主要構成員となって結成されたのが同文会である。大陸浪人がいつから、どのような経緯によって、近衛家に入りすることになったかは不明であるが、荒尾門下で同文会の創立メンバーの一人となる白岩龍平の回想から、彼が一八九六年秋に始めて近衛の知遇を得ていたことが確認できる。⁽¹⁹⁾ おそらく、清国の長江航路を開拓した大東新利洋行（一八九八年から大東汽船会社）の社長となる白岩が、その会社の設立をめぐって、近衛の後援を求めたことに始まったのではないかと推測される。近衛は実際、同会社の株主であった。このようにして近衛と関係を結んでいた白岩を通じて、他の在清活動家が近衛の周辺に結集していったと見られる。同文会の発端となった会合の前日、白岩は井手三郎と中西正樹を近衛に紹介し、⁽²⁰⁾ その場で井手は「在支那有志」を代表

して清国問題に關する機關の組織を近衛に進言した。⁽²¹⁾

その後、話は急速に進み、やがて六月二五日、中西正樹、井手三郎、大内暢三、白岩龍平を創立員、近衛公爵、長岡護美子爵、谷干城子爵、岸田吟香を發起賛助員として同文会は成立した。この会には在清活動家が多く入会しており、東亜会の羯南⁽²²⁾、池辺、犬養なども加わった。その設立の「主旨」は、同文会が日清間の「実地問題」を講究するための機関であるとし、「本会ハ政党以外ニ立ち専ラ彼我人士ノ情意ヲ疎通シ商工貿易ノ發達ヲ助成スルヲ以テ目的ト為ス」と謳っている。また、事業「綱目」として、「一、支那問題ヲ研究スルト共ニ各般ノ調査ニ従事シ各種事業ノ助成ヲ計ル、一、上海ニ同文会館ヲ設ケ両國有志ノ協同ヲ図ル、一、東京ニ在テハ『時論』、上海ニ在テハ『亞東時報』ノ兩雜誌ヲ以テ通信機關トス、一、上海ニ於ル同文学堂ヲ以テ両國人ノ教育機關トス」が挙げられていた。⁽²³⁾

以上の同文会の設立趣旨および事業内容には、当然なことに、近衛の対清方針が投影されていた。近衛は、前述したように、「同人種同盟」において清国問題の研究を呼びかけており、同文会が発足する少し前に、「支那保全」を前提とした対清策を提示していた。その中で、近衛は、行政改革と教育の普及を通じた清国の再生を主張する一方、「支那政府をして、其沿海の諸港湾及沿河の諸都市を開放せしめ、帝国の民をして各国の民と同しく、航海に、商業に若しくは製作工業に従事し、其利を進め、其業に安んせしめん」と述べ、清国の開放による日本人の清国進出を図ろうとしたのである。⁽²⁴⁾これらは羯南の主張してきた「対外平和事業」の拡大という方針とも合致するものであった。

それだけではなく、同文会が「商工貿易ノ發達」の助成を設立の目的として掲げ、「綱目」において具体的な事業内容を提示したのは、同会の構成員である「在支那有志」が現地で種々の事業に着手していた実情を反映している。彼らはすでに清国で様々な事業を手がけており、⁽²⁵⁾陸海軍および外務省との連絡のもと、情報活動をしていたと考えられる。

たとえば、同文会創立員の一人井手三郎は一八九七年一月より『閩報』を発刊していた。彼は一八九八年四月、清

国から一時帰国している間、同文会の組織に参画したのであるが、彼の国内滞在中の足どりを追ってみると、その活動の幾分をうかがうことができる。井手は参謀本部の福島安正第三部長および軍令部の安原金次第三局長としばしば面会しており、そのことは彼と軍との關係を示唆している。おそらく清国での情報をその二人を通じて陸海軍に提供していたのであろう。そして、井手は外務省にも出入りをしてきた。彼らの在清事業を含む活動資金を、これら關係各省のいづれかより仰いでいたのではないかと推測される。そのことは、井手が福島と安原に『漢報』創刊に関する計画書を提出していたこと⁽²⁶⁾や、外務次官の小村寿太郎に面会した席で、漢報に関する相談とともに、「安原中佐ヨリ托シタル宗方ノ決算書ヲ交」していたこと⁽²⁷⁾などから推察することができる。

要するに、同文会は、荒尾精の日清貿易研究所以来、清国で事業経営および情報活動を行っていた在清活動家の集団を、中央における近衛の權威により組織し、彼らの活動を組織的に指導・支援する団体として誕生したといえよう。羯南にとって、その国家意識に富み、實際清国で事業を営んでいる彼らの集団は、まさに彼が強調してきた「対外平和事業」の担い手と見なされるべき存在であつたらう。東亜同文会はその性格および活動において同文会をそのまま受け継ぎ、拡大したものに他ならなかつた。

その年九月、清国での戊戌政変の失敗を機に、東亜問題に関する諸団体統合の動きが急を告げた。この機運に乗じて、東亜会と同文会は合同して東亜同文会を結成した⁽²⁸⁾。一月二日に行われたその創立大会で、東亜同文会は次の四項目を決議している。「一、支那を保全す、一、支那の改善を助成す、一、支那の時事を討究し実行を期す、一、国論を喚起す」⁽²⁹⁾。つまり、「支那保全」の方針の下で、清国改革の助成とその実行を掲げたのである。同日、近衛は会長に、羯南は池辺吉太郎、佐藤宏、井上雅二、田鍋安之助とともに幹事に選任された。

また、同会は翌年の三月一四日に開かれた春季大会で、新たに評議員制を設置し、幹事を七名に増加するとともに、

幹事長職を置くことに組織を改編した。⁽³⁰⁾ 羯南は評議員に名を連ねるとともに、近衛の欧米巡遊に際して初代幹事長を務める。この時の評議員の顔ぶれを見ると、谷・長岡護美・清浦奎吾（貴族院）、星亨・栗原亮一・長谷場純孝（憲政党）、佐々友房・大岡育造（国民協会）、犬養毅・平岡浩太郎・柴四朗（憲政本党）、岸田吟香（在清活動家）、杉村濬・内田康哉（外務省）、陸実・池辺吉太郎（言論界）となっている。各政党および対外関係にかかわる外務省と在清活動家、言論界の代表をバランスよく網羅した構成を見せている。当初、参謀総長の川上操六と海軍大臣の山本権兵衛にも評議員の交渉を試みたが果たせなかった経緯からすると、⁽³¹⁾ 近衛は東亜同文会に超党派的な支持を調達し、それを政府との緊密な連携の下におこうとしたと考えられる。

もつとも東亜同文会の成立には、隈板内閣の下で外務省の機密費を増やし、その増加した予算分を執行するため、対外関係の諸団体を統合するといった背景があったとされる。⁽³²⁾ 実際、東亜同文会の成立後、近衛は機密費の増額を求めて、山県首相をはじめ青木外務大臣、松方大蔵大臣と頻繁に交渉を行った末、八万円の要求が四万円に削られたものの、機密費を確保することに成功した。⁽³³⁾ それを受け、東亜同文会は、一八九九年四月一八日付、会長長岡護美、幹事長陸実、会計監督森村市左衛門の署名による「御請書」を外務省に提出し、同会は外務省から割り当てられた予算の中で事業を行い、その決算報告をすることを明らかにしている。⁽³⁴⁾ とすると、同会はほぼ外務省の一外郭団体の性格を帯びていたと見てよいであろう。

ところで、彼らはどうして「支那保全」の方針を打ち出したのであろうか。この問題は言い換えれば「アジア主義」の問題に関わる。彼らが「支那保全」を主張した背景には、少なくとも二つの考慮が働いていた。一つは安全保障の問題であり、もう一つは日本の国益、なかならず経済的利害の問題である。

前者から検討していこう。近衛が清国の分割を恐れた一つの理由は、おそらく列国が清国を分割して、それぞれ主権

を行使することになると、日本は清国ではなく列国と対峙することになり、それによる安全保障の問題、たとえば国防費などのコストの増大を憂慮したためと考えられる。⁽³⁵⁾ こうした考えは、近衛周辺の者に広く共有されていたと見られる。東亜同文会の機関誌の前身である『時論』は社説を通じて、「吾儕は帝国か支那大陸に於て英露と境を接して領土を有するにより生ずべき、軍事上及外交上、財政上の問題を決するにあらずんば、之を是非する能はず」と述べ、「東亜の現勢」の維持を主張した。⁽³⁶⁾ また、時期は少し後になるが、犬養毅も「列国が清国を分割せば其の結果如何。我國は直ちに一葦帯水の地に列強と権衡を争はざるべからず。其影響する所幾何ぞ。予を以て之を見るに支那分割は国家存亡の大問題なり」と述べていたのである。⁽³⁷⁾

次に、経済的利害の問題についてであるが、『時論』は彼らの対清方針を次のように示していた。(1)「北京政府」を支援することで「支那保全」を図る。(2)その支援においては「列強の間、帝国と志を同ふし、利害を共にするもの」と協同する。(3)日英同盟を望む。(4)「非侵略主義」「非大陸主義」、などである。⁽³⁸⁾ (4)の項目には、「帝国は一寸尺の地を大陸に得んことを望まず。望む所は大陸が充分の秩序を保ち、平和を有し、而して自然に文明の化育に浴し、帝国商業の目的地と為り、製造品の消費地たらんことを是而已。……吾儕は唯国民をして自然に四国に膨張せしめ、国民の勢力をして、自然に太平洋岸の諸国に発展せしめんことを希望す。何ぞ必ずしも其国と、国民の上に於る統治の面倒を希はんや⁽³⁹⁾」と述べられている。つまり、彼らは清国の分割には反対であり、それよりは清国が一国としての体制と秩序を保つた上、日本の「商業の目的地」「製造品の消費地」となってくれることが望ましいと考えていた。

この文章に示唆されているように、「支那保全」はあくまでも日本国民の利益が第一義的に考慮された結果に他ならなかった。その点に関しては、『東亜時論』創刊号に寄せた近衛の論説にも克明に表明されている。近衛は対清策を確定する急務を訴える中、次のように述べている。

「余は今日に於て、帝国と支那と同文同種の故を以て、帝国をして自ら進みて支那の命運を負担せしむべしと言ふにあらず。唯帝国将来の命運を察し、之に適應すべき切実なる経綸を定め、之に順ひて機に応じ変に臨み、急施猛行以て今日の宜を制すべしと曰ふ也。……支那保全論の如きも、余は決して空漠なる抽象的文字により世間の流風を追ふて、多数の耳目に投せんと欲する者にあらず。余は唯之を以て、帝国現在の信地を慮り、将来の運命を顧み、而して帝国の利益と光榮とのために斯くの如くするの止むなきを信ずれば也。」⁽⁴⁰⁾

近衛は、欧米巡遊の帰途に会つた劉坤一との会談の席でも、日本官民の清国支援は「日本の内政に余裕ありて一遍の義侠心より出づるにはあらずして、貴国の盛衰は即ち我邦に密接の關係あればなり」⁽⁴¹⁾と念を推していた。帰国後、東亜同文会の大会における演説の中でも、近衛はこう強調している。「日本の如き面積の狭小なる国は、今や到底農業を以て立国の基礎となすべき時代に非ず、今後は鋭意工業を奨励すべき必要ありと思惟す。之が販路は決して欧米の遠き难求むるを要せず。近く支那の如き大國あり。独り製作品の販路として支那が我国の好顧客たるのみならず、其原料をも同國より採取するの余地あるを認む」⁽⁴²⁾と。

要するに、彼らが「支那保全」を主張したのは、安全保障面においてさらなる危険負担を避ける意図に加えて、清国を日本工業の原料の供給地および商品の輸出先として維持したいという願望によるものであつたといえる。彼らの「支那保全」論は極めて醒めた国家理性に基づいた主張だったのである。⁽⁴³⁾

しかし、彼らの思考様式にまで踏み込んで考察すれば、事はそれほど単純ではない。彼らの清国問題への関与の動機には、近衛がいったんは発言しながら、世界の世論を意識して引つ込めてしまつた「同人種同盟」の意識があつたと思われる。彼らは多かれ少なかれ西洋の侵略に対して、日清の協力によつてこの東亜地域を防衛しなければならぬとい

う意識、あるいは「使命感」を共有していたと考えられる。それが「支那保全」の大前提である。日清の協力とはむしろ日清間の対等な同盟を意味するのではなく、日本の主導による協力を意味する。近衛は地方遊説における演説の中で、東亜同文会の創立の目的を「要するに支那及び朝鮮を啓発し以て東洋の面目を保全せんとの大目的」にあつたと述べていた。⁽⁴⁴⁾

こうした大目的がある以上、日本の清国に対する利権および要地の租借の要求はその目的を達成するための手段と見なされ、西洋の「侵略」とはその性格を異にすると思ひこまれていた。近衛の秘書を務めた大内暢三はこう述べている。

「若し我官民共に清国の存立に依つて東洋平和を求めんと欲せば、先づ日清両国の親密を要し敢て其憂患を侵かすか如きことあるへからず。清国亦我の義氣を信じ公私の業を開いて我を歓迎すべきは論なく、且内地に於ける我国人の事業には殊別の便宜と保護とを与へざる可らず。然らざれば、内憂は益々重凝して国土の滅亡に至らすんば豈に何ぞ止まん。我、国は清国の安危に関する土地の不割譲を約せしむることもあらん。然かも清国政府は尚頑愚にして欧勢の掠奪主義と同一視せば、是れ国際上の信義を待たざるもの也。」⁽⁴⁵⁾（傍点引用者、以下同じ）

つまり、日本の清国内地での事業や土地割譲の要求は「掠奪」のためではなく、西洋勢力の「掠奪主義」から清国を守る（「支那保全」）ための「義氣」の所産であるが故に、清国はこれを歓迎すべきだという。

これと全く同様の思考は在清活動家の大物、宗方小太郎にも見ることができ、彼は一八九八年五月、清国の新開港場沙市で起こった暴動に関する報告の中で次のように述べている。「若し今回の事件を藉りて口実となし、不当の要求を試み、独、露、仏、英等諸暴国が清国に対する酷虐なる手段と同轍に出るが如きあらば、却て我が懐柔の本旨に戻り、

帝國の威武を失墜する者にして、自ら好んで後日に待つ有るの遠図長計を阻撓する者なり。他、日、我、國、或は清國の土壤を割き、其の利權を掌握する事もあらん。如此は畢竟東方に於ける各国との均衡を保つが為のみ。清國を阨に困しむるが為に非ずして、列強の横暴を制するが為なり。語を換て之を言へば、亞州の大局を支持して、日清兩國、同く其の福利を享けんが為のみ」と。

もう一つ例を挙げてみよう。東亞同文会は朝鮮における京釜鐵道の早期起工と、清國における福州九江間の鐵道權および鉞山權の獲得を主張していくが、その際、その必要性は次のように裏打ちされる。「我國は宜く支那朝鮮に於て、出來得る限り、我勢力圏を拡張し、其鐵道權をも、其海岸線をも、我が勢力の圏内に置くの必要あり。而して是れ決して列強と、同く侵略的の目的に非ず、救援的手段上已むを得ざるものなり。何となれば我國は固より侵略的の意思を有せざるが故に、苟くも支那朝鮮の土地にして支那朝鮮の利柄にして、我國の掌中に在るは猶ほ支那朝鮮の掌中に在ると同く、苟くも自奮自強能く他に抵抗し得るに至れば、再び其掌中に帰すべければなり。之を切言すれば、支那朝鮮が自ら持する能はざるの利柄は、我國暫く代りて之を持せざるべからず」。

要するに、前述した「支那保全」の背景にあつた安全保障と經濟的利益といつた、國益に基づいた主張が、西洋の侵略に対するアジア防衛という信念によつて支えられていたのである。このような構造の中では、アジア防衛という道義的な大前提が存在する以上、自分たちの行動のもつ権力性にはほとんど自覚を欠く。しかし、清國と朝鮮に見れば、日本の利權および割地の要求が、西洋の「侵略主義」と異なるはずがないのである。客觀的にみればパワー・ポリティックスの観点に立つての行動でありながら、それを主觀的に道義主義によつて正当化できると考えていたところに、彼らの議論、言い換えれば「アジア主義」の問題性が存在すると考えられる。

ただ、一つ付け加えなければならないのは、近衛が「同人種同盟」論を撤回したことに端的に現れているように、こ

の時代においては、彼らのアジア防衛という、いわば「アジア主義」の主張は、少なくとも正面には出て来られない環境にあったことである。そこには日本の国力に対する考慮が介在していたと思われる。つまり、彼らが安全保障に十分な注意を払っていたように、日本の国力が不十分な段階において、人種対立的なチームを以て西洋列強を刺激する場合、列強によって日本が抑えられる危険性を、彼らは完全に排除できなかったのではなからうか。彼らにとつてはとりあえず日本の列強への仲間入りが第一義的な重要性を持っていたと考えられる。だからこそ、次章で明らかにするように、彼らは義和団事件の処理過程において、列国協調を主張する。つまり、通常、相対立する概念として考えられてきた「アジア主義」と「欧米協調主義」が彼らの中に共存していたのである。

ところで、羯南はどうだったかという、彼は、少なくとも書かれた文章に目を通した限りでは、東亜同文会他のメンバーに比して、アジア防衛とか、アジア連帯の意識は薄かったと思われる。彼は、今までみてきた時点まで、即ち日清戦後から義和団事件勃発までは一國主義の観点にたつて、日本の利益を講じていたと思われる。それが義和団事件の勃発以降を、先取りしていえば、前節の最後に触れた「利害連帯」論に基づき、東アジア地域に列国の利益を交錯させ、それによって自国の利益と列国の利益の調和を図り、他方、清・朝に対しては「開港」の観点によって調和を図ろうとしたと見られる。つまり、彼は東洋対西洋という構図というよりは、むしろ西洋列国との協調を通じた戦争の抑制に重点をおいていたと考えられる。

最後に、東亜同文会の活動について簡単に触れることにしたい。東亜同文会の活動は同文会のそれをそのまま引き継ぎ、清国と朝鮮の要地での「教育新聞ノ事業」と情報活動が主たるものであった。彼らは現地での新聞発行や学校の設立などを通して、その地に着実に根を下ろし、政治家や名望家を対象に親日勢力作りに努めていたと見られる。⁴⁸⁾ 東亜同文会が外務省に提出した一回目の「事業成績」の報告によれば、清国の部に亜東時報（上海）、漢報（漢口）、東文学堂

(福州)、広東・漢口及び上海留学生が、朝鮮の部に漢城月報、城津学堂、平壤日語学堂、京城学堂などが挙げられている。⁽⁴⁹⁾よく知られている東亜同文書院は一九〇〇年に南京に開設され、翌年に上海へ移転した。

ところで、情報活動を別にして、彼らが特に「教育新聞ノ事業」に活動の重点をおいたのはなぜであろうか。羯南は『東亜時論』に寄せた文章を通じて、その問題に幾分の解答を与えている。彼は、外交関係は「政策上」の側面と「社交上」の側面を有し、前者が国際関係や国際状況に制約され、政府によって行われるものだとすると、後者は民間の交流によっても行うことが可能だと考える。そして彼は「今日の東亜は日清のみの東亜にあらずして、諸強国皆な之を環視するが故に、唯だ隣国たるを理由として擅に清事に干与するを得ず」との理由で、「政策上」における日清同盟（「聯清論」）の実現可能性を否定する。その代わりに「社交上」において日清の密接な関係を築こうとするのが東亜同文書の目的だという。

つまり、彼によると、「社交上の日清にして相ひ親密なるに至らば、之を政策上に及ぼすこと亦た難からず、東亜同文書の所謂る支那保全は社交上の情誼よりして隣国の分崩を成るべく支障せんと欲するの謂なり」という。彼自身「社交上の日清」とは「耳新しき題目」だと言っていたが、「社交」の意味を理解するためには、彼が初期に書いた「社交改良は政治改良よりも急なり」という論説を参考するのが有益である。それによると、「政治改良」とは、衣食住および道路・港湾の改修、農工商事業の発展を指し、「社交改良」とは「道德、宗教、教育、族制等の類即ち形而上の発達」を意味する。そして、「社交改良にして完からざれば、決して政治改良の充分を望むべからず」とし、「社交改良」の担い手として、「学者、著述者、及び各地の有力人士」を挙げている。⁽⁵¹⁾

この見方を先の「社交上の日清論」に適用すれば、彼は、清国の改革のためには「社会」の改革が不可欠であり、それを民間——学者、著述者、及び各地の有力人士——にあたる——の交流を通じて図ろうとしたと思われる。このように

彼特有の社会・政治観は対清論にも反映されていた。彼は、その社会の改革の内容として、思想の変革と経済の振興をあげ、前者のために「著述出版若しくは教育等の事に力を用ふ」ことを、後者のために「日本の技術を支那に誘入」することを提示していた。⁽⁵²⁾

同じく、「支那保全」策として、同会の教育、新聞雑誌及び翻訳、識者の交流などの事業を強調した『東亜時論』の社説は、清国について次のような見方を示している。「夫れ支那が今日の窮境に陥れるは、其国家的組織の解体に在るのみ、其社会的組織は寧ろ鞏固なり、其文教に於て、其衣冠礼楽に於て、其経済に於て、一致力の鞏固なるは決して一概に侮るべきに非ず。而して今や支那人は既に醒覚せり、此時に当り之を誘掖し、之を發啓し、之を鼓舞し、之を作興せは、既に解体せる国家を改造し、腐敗せる政法を革新すること、豈に必ずしも難しとせんや」と。⁽⁵³⁾つまり、清国は「国家」は解体寸前にあるが、「社会」は鞏固な基盤を崩さずに存在しているとの認識の下、「社会」の改革を通じて「国家」の再建へとつながらせるといっているのである。このように、東亜同文会の活動には、「国家」（政治）と「社会」を分離して考える彼らの特殊な見方も介在していたと考えられる。

以上の経緯と理念を以て、今までになかった東亜同文会という、東亜問題に関する実行部隊を抱えた強力な半官半民の団体が登場した。羯南は後に「近衛が最も信頼し、またその最高のブレインであつた」と評されるほど、⁽⁵⁴⁾近衛との関係を緊密にしながら同会に関わっていたと思われる。その関係は『日本』新聞社の経営難によつて、今までの谷に代わつて近衛が実質的な後援者となるにしたがつて強化されると思われる。しかしながら、東亜同文会に対する羯南の影響力は、義和団事件以後、満州問題をめぐるロシアとの葛藤が深まるにつれ、低減していくと思われる。羯南は容易に開戦論に与しなかつたのである。そのことについては次章にゆずりたい。

羯南は地租増徴案が通過された第一三議会の最中に、再び軍備拡張を批判し、海外に真の「進取的」事業を進めるこ

とを促した。それは東亜同文会を念頭においた発言であった。その中には「現に支那各地に散在する我が篤志者は、諸種の方面より些少つづの補助を仰ぎ、或は新聞雑誌に或は探検討究に又或は諸種の商業に従事するも」と出てくるが、それが東亜同文会の活動を指していることはいうまでもない。また、彼は「防衛的消極的退守的の此の拡張に、数千万金をも惜げ気なく投下して、他の平和的進取諸業には十萬金をだに投するを肯んぜざる、是れ果して進取の国是なる乎」と述べていたが、それは前に述べた、近衛が機密費の増額を求めて政府との交渉に忙殺されていた時に、政府にその実現を促したものと見られる。⁽⁵⁵⁾

以後、羯南の対外論は東亜同文会の活動と連動して、経済的膨張をさらに強調していくが、それは一方では「帝国主義」の主張に直面し、他方では開発論を伴っていくことになる。

〔註〕

第二章第二節 一

(1) 甲午内政改革については、森山茂徳『近代日韓関係史研究』(東京大学出版会、一九八七)第一部第一章参照。

(2) 春欧公追頌会編『伊藤博文伝』下(統正社、一九四〇)二四七―二四八頁。

(3) こうした認識は繰り返し述べられているが、その一例を引用しておこう。「夫れ朝鮮既に帝国に向ひて其の内乱杜絶策を請ひ、帝国既に幾多の労力及費用を供して彼れの請に應じつ、施設する所あり(内政改革のこと)引用者。帝国固より我が利益を護するの権力あるのみならずして、又た彼の内乱を絶つる権利をも有せり。是れ実に帝国の朝鮮に於ける既得の特権にして世界各国の共に公認する所、而して責任亦た自ら帝国に帰する所あり」(「朝鮮の内乱―帝国は内乱鎮撫の義務

- あり」二八、七、一一、『全集』V、一三五頁。
- (4) 「今後の対外方針(三三)」(二八、九、二五)『全集』V、二〇八頁。
- (5) 「対露の方針」(二八、一〇、三二)『全集』V、二四〇頁。
- (6) 前掲「朝鮮の内乱」一三六頁。
- (7) 「対韓策の精神」(二八、七、一二)『全集』V、一三八頁。
- (8) 「対韓政策の強弱」(二八、七、一三)『全集』V、一三九頁。
- (9) 「変乱後の朝鮮政府」(二八、一〇、一七)、「事変善後の問題」(二八、一〇、二七)など。
- (10) 「帝国対韓の地位」(二八、一〇、二四)『全集』V、一三三―一三三頁。
- (11) 「杉村濬等被告事件陳述書」『秘書類纂22―朝鮮交渉資料(中)』(原書房、一九七〇)五二六―五二七頁。
- (12) 三浦は公使任命を受けた際、政府に「朝鮮は独立させるか、併呑するか、日露共同支配にするか」の三策を提示し、政府の方針を伺ったが、返答が得られず、そのことを「自由にやれ」という意味で受けとめたとしている(『観樹將軍回顧録』政教社、一九二五、大空社、一九八八復刻、三一九頁)。
- (13) 前掲「杉村濬等被告事件陳述書」五三三頁。
- (14) 谷干城「京城事変の善後策」(二八九五、一〇、二三)起草(『谷干城遺稿』下、二〇七頁)。
- (15) 一八九五年七月五日付の伊藤宛書簡、『谷干城遺稿』下、五九九頁。なお、谷に至大な影響を与えたと見られる欧米巡遊におけるシュタインの講義の中で、シュタインは確認できる限り二度も日本の朝鮮干渉を促していたが(堀口、前掲「谷干城とシュタイン講義」一三八―二四〇頁)、谷はついにその助言を受け入れなかったのである。
- (16) 前掲「京城事変の善後策」二〇八頁、二一〇頁。
- (17) 彼はその事件に日本人外交官と守備隊将校が関わっていたという未確認情報が流れた時点で、彼ら関連者の責任のみならず、彼らを派遣した内閣も直ちに責を引くべきだと主張した(『在外文武官の非違』二八、一〇、二〇、『全集』V、二二八頁)。
- (18) 羯南は「若し夫れ政事上の問題としては今回の政変果して我が国是に反するか。若し国是に反すとせば内閣は過失に責任を負ひて其職を去るの必要なきか」と述べているが、これは、先述したように、今回の政変が日本の朝鮮策の方針に反

するものではないと見做していた羯南であっただけに、暗に内閣の無責任を示唆したものと考えてよいであろう(前掲「事変善後の問題」一三三七頁)。

(19) つまみ、「伊藤侯の進退は少なくとも広島予審の終結を俟つべきの必要なからずや。韓事未だ今日に於て見棄て去るべからず」と述べていた(「当路者の近状」二八、一一、二八、『全集』V、二五六頁)。

(20) 一八九五年二月十九日付の佐々友房宛書簡、『全集』X、四五頁。

(21) 「今後の対外方針(三)」(二八、九、二五)『全集』V、二〇七―二〇八頁。

(22) 「朝鮮に在る露国人(二)」(二八、一一、一)『全集』V、二六〇頁。

(23) 「朝鮮と日露」(二八、一一、三三)『全集』V、二六二頁。

(24) 「昨今の政界事情(三)」(二八、一一、七)『全集』V、二六六頁。

(25) 「対韓策の大失敗」(二九、一一、一一)。

(26) 「露西亜との隣交(五)」(二九、三、一四)『全集』V、三三〇頁。

(27) 「同右(七)」(二九、三、一六)『全集』V、三三二―三三三頁。

(28) 後藤新平・中村哲解題『日本植民政策一斑』(日本評論社、一九四三)四七頁。

(29) 台湾統治の初期過程については春山明哲・若林正文『日本植民地主義の政治的展開―一八九五―一九三四』(アジア政経学会、一九八〇)の第一篇第一章、山本有造『日本植民地経済史研究』(名古屋大学出版会、一九九二)第一章参照。

(30) 「二三法」の違憲性如何をめぐる法曹界と法学者の議論については、春山・若林、前掲書、一〇―一六頁参照。

(31) 「台湾に施行すべき法令に関する法律―政府及議会は恣に憲法を改修す」(二九、三、三〇)『全集』V、三三七頁。

(32) 高野事件については、水上熊吉編『前台湾高等法院長高野孟矩』(東京広文堂、一九〇二)、小林道彦「一八九七年における高野台湾高等法院長非職事件について―明治国家と植民地領有」『中央大学大学院論究―文学研究科篇』一四―一九八五)参照。

(33) 前掲『前台湾高等法院長高野孟矩』七一頁。

(34) 「台湾の裁判所―高野高等法院長非職(二)」(三〇、一〇、六)『全集』V、六一二頁。小林の前掲論文によると、高野

は松方内閣で進歩党と内閣との媒介役を務めていた高橋健三・神鞭知常と連絡をとって仕事をしていたと指摘されている

(二〇九頁)。そうすると、高野の非職は台湾統治の文治化を図ろうとする進歩党系の勢力に対する高島・樺山ら薩派勢力の反撃に他ならないと見てよいであろう。即ち、高野非職事件は内閣を構成している薩派と進歩党の二大勢力間の軋轢と連動していたのである。

(35) 「帝国憲法と台湾」(三〇、九、七)、「台湾の裁判所—高野高等法院長非職」(二) (三〇、一〇、七)。

(36) 「台湾と樺山伯」(三) (二九、七、二五) 『全集』V、三九一頁。

(37) 同右、三九二頁。

(38) 「台湾施政の刷新—再び拓殖務省の無用を論ず」(三〇、六、四) 『全集』V、五七二頁。

(39) 「拓殖務省の設置」(二九、三、一九)。それによると、北海道を管轄する内務省は長州派の本拠地であり、陸海軍省は薩州派の本拠地である。もし台湾を内務省の管轄に入れると勢力が長派へ偏り、逆に陸・海軍省のいずれかに入れると薩派へ勢力が偏る。そこで、第三の拓殖務省を設置することになったと解釈している。

(40) 「台政刷新の根本」(三〇、六、一六)による。

第三章 冒頭

(1) すでに宮村治雄、前掲「自由主義如何」は、その結論において一九〇〇年前後を羯南の思想における重要な転換点として指摘している。また、坂野潤治、前掲『明治思想の実像』も、「一九〇〇年前後の満州問題の登場による対外論の葛藤の重要性」(二八八頁)を指摘している。

(2) 日清戦後には、一八八〇年代末に次ぐ、「第二次企業勃興期」が出現した。その結果、一八九六年から九八年の三年間で、社数四五八六、払込資本金四億四八〇〇万円の増加をみることになる。純国内生産も、戦前に引き続いて一四・七%増加し、最初の企業勃興期と同じく、鉄道・鉱業・工業が大きく伸びるとともに、建設業・海運業の伸びも顕著であったが、農業はきわめて停滞的だったという(中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会、一九八五、九六一―九八頁、高村直助「産業革命の進展」『日本歴史大系』四、山川出版社、一九八七、八一五―八一八頁による)。「社会問題」というテーマが頻繁に使われるようになるのもちょうど一八九六・九七年以後のことであり、それはまさに産業化の進展を傍証する現

象といえよう。

第三章第一節

- (1) 「温古知新録」(三二、一、一四)。
- (2) 「政界漫言(上)」(三二、一、一七)『全集』VI、一三頁。
- (3) 「同右(下)」(三二、一、一八)『全集』VI、一四頁。
- (4) たとえば、蘇峰の『国民新聞』がその代表的な一例である。松方内閣に就官して、進歩党の提携断絶を必死に引き止めようとした蘇峰は、後継の伊藤が政党と提携を交渉している間、「挙国一致」を名目に、暗に政党の協力を促していたのである。(「極東問題と日本の態度」『国民新聞』一八九七、一二、二四、「挙国一致の意義」『国民新聞』一八九八、一、二三、「極東の危急と挙国一致」『国民新聞』一八九八、四、八など)。
- (5) 「政界漫言(下)」一五頁。「政党改造の機会」(三二、三、一六)。
- (6) 「憲政党の危機」(三二、六、二七)。
- (7) 「憲政党の前途」(三二、七、三三)『全集』VI、九二頁。
- (8) 坂野、前掲『明治憲法体制の確立』一八七—一九二頁参照。
- (9) 「議會は腐敗の極自ら清潔に赴くべし」『日本人』六一(一八九八、二、二〇)五頁。三宅自身もこうした世論に異論はないとするが、ただし代議士の腐敗を以てただちに議會政治を否定することには反対を表明している。また、彼は隈板内閣の成立に際しても、「党閥の害は藩閥に比して更に多大なり」といった世論を紹介し、憲政党内閣に藩閥勢力の根絶に努力するよう求めていた(「藩閥と党閥」『日本人』七〇、一八九八、七、五)。ちなみに、三宅はあくまでも民党合同、藩閥打倒の路線を堅持し、進歩党と松方内閣の提携にはそれほど積極的ではなかったと見られる。その点では松方内閣を全面的に支持した羯南とは多少考えを異にしていたといえよう。
- (10) 「新内閣の所持」(三二、一一、一一)。
- (11) 『憲政本党党報』二二(一八九八、二二、一五)四七頁。

(12) 「農民社会の不幸―地租増徴反対同盟の勃興」(三一、一二、一二)『全集』VI、一七四頁。この論説では、過去二〇年間商工業に比べて農業の発達は大きく後れているうえ、「軍備の偏重」を柱とする戦後経営の結果もたらされた経済社会の萎縮は、ますます農業への配慮を薄くしたと、政府の産業政策が批判される。

(13) 『地租増否論』(日本新聞社、一八九八、一〇)による。それに対して、田口は、農民は小農民と地主の区別を要し、増租により打撃を受けるのは賃金労働者の性格を有する小農民Ⅱ小作人ではなく、土地を所有している地主であり、その意味において一般農民にとつてより負担となるのはむしろ間接税の方だと反論した。なお、谷・田口論争については、大内兵衛「地租委譲・谷將軍・田口博士」『我等』九一六(一九二七、七)、飯沼二郎「地租増否論争と田口卯吉・谷干城」同『思想としての農業問題』(農山漁村文化協会、一九八二)参照。

(14) 『地租増否論』九二―九三頁。

(15) 「非増税の精神」(三一、一二、三)『全集』VI、一六八頁。

(16) 「元老懺悔の時機」(三一、一一、二六)『全集』VI、一六五頁。

(17) 坂野、前掲『明治憲法体制の確立』一九一―一九六頁。

(18) 「増租案の通過」(三一、一二、二二)『全集』VI、一八二頁。

(19) 「昨今の政党」(一、二二)『全集』VI、二八、二九。

(20) 『東京朝日新聞』はその様子を次のように伝えている。(「歳計」) 填補問題起りてより同党一部の代議士ハ到底現在の歳出にてハ我国力に耐へざるを以て此際陸軍の編制に断然たる改革を施し大に軍備の緊縮を為すべしと主張し、前官吏派ハ之れに反し在職中既に軍備に関する歳出を承認したる行掛もあり東洋の形勢上西比利亜鉄道完成の日ハ今日の陸軍も敢て過大ならずと唱へ又曩に樺山海相が議會に於て十二万噸の軍艦を要する旨演説したるとき國民ハ其過大なる軍備論に驚きしが今日ハ二十余万噸の海軍にて尚ほ其弱小なるを感ずると別に海軍新拡張論を唱へんとする気味あり」と。また、同記事は軍備縮小論者がすでに四七名の賛成者を得たと伝えている(「進歩党内訂録」『東京朝日新聞』一八九九、二、七)。

(21) 藤村道生「軍備拡張と階級矛盾の展開」信夫清三郎・中山治一編『日露戦争史の研究』(河出書房新社、一九五九)八五頁。

(22) 「進歩党中の軍備緊縮派」『東京朝日新聞』一八九九、二、八。

(23) 『憲政本党党報』七(一八九九、三、五)四四頁。

- (24) 「憲政本党の内訌」(三三二、二、二二二)『全集』VI、二二三頁。
- (25) 「政界の到観」(二二二、三三二、二、二二五)。
- (26) 「進歩党内訌録」『東京朝日新聞』一八九九、二、一一。
- (27) 「進歩党内訌録」『日本』一八九九、二、二〇。
- (28) 「飯塚一幸」『対外硬』派・憲政本党基盤の変容―京都府丹後地域を事例に―山本四郎編『近代日本の政党と官僚』(東京創元社、一九九二)四二二―四二三頁。
- (29) 「今期議會の終了」(三三三、三、九)『全集』VI、二三四頁。三宅も「議會ありてより以来醜態を演ぜしこと第十三議會に至りて殆ど極まれり。開会より閉会まで全然賄賂を以て成り立ち、之に従りて言動し……」と評した(「賄賂万能の現況を論し政治家の功名に及ぶ」『日本人』八七、三三三、三、二〇、一頁)。
- (30) 「憲政と元員増加」(三三三、四、四)『全集』VI、二四七頁。
- (31) 陸奥「統地租増否論序」(二八九九、三)『鼎軒田口卯吉全集』第六卷(日本經濟評論社、一九二九)五五頁。
- (32) そのことについては、有泉貞夫『星亨』(朝日新聞社、一九八三)二六七―二七九頁参照。
- (33) 「党弊か吏弊か」(三三三、一、五)『全集』VI、三七六頁。
- (34) 「政党界の近状」(三三三、一、七)。
- (35) 「獵官と漁利」(二二二、三三二、一、一六)『全集』VI、三八二頁。
- (36) 「意外の凶変」(三三四、六、二三三)、『殺傷論』(三三四、六、二二六)。
- (37) 「議會と市場」(三三三、二、一九)『全集』VI、四四〇―四四一頁。
- (38) 「本期議會の閉場」(三三三、二、二四)『全集』VI、四四四頁。
- (39) 「市独立選挙」(三三三、二、四)『全集』VI、四三五頁。

第三章第二節

- (1) 「軍備緊肅の解一再び」(三三〇、二二二、二〇)『全集』V、六四四頁。

- (2) 「列国の対清拳動」(三〇、一一、二五)『全集』V、六四五頁。
- (3) 同右、六四六頁。
- (4) 「歐人東侵の新態」(二)『全集』VI、二二—二三頁。
- (5) 「歐人対外の主張」(三二、四、一七)、『全集』VI、五八—五九頁。
- (6) 「責任の継続」(三一、一、二五)『全集』VI、一六頁。
- (7) 「勢力進歩の時代」(三二、二、五)『全集』VI、二〇—二二頁。
- (8) 「世界文明の障碍」(三一、二、一一)『全集』VI、二四頁。
- (9) 同右。「真正の文明国—自称文明国と野蛮的行動」(三二、四、二四)においても繰り返される。
- (10) 「東亜の列国近状」(三二)『全集』VI、五四頁。
- (11) 「進退の決」(三一、四、六)『全集』VI、五五頁。当時日本は日清講和条約において約束させた、軍事賠償金の完済まで威海衛を一時占領するという条項により、威海衛を占領していた。清国は一八九八年二月に返済の延期を申し込んだが、日本政府に拒絶された。そこで清国は英独からの借款により、予定よりも早く一八九八年五月に賠償金の残金を完済することを通告してきた。その結果、日本軍は威海衛を清国に明け渡さなければならなくなっていた。
- (12) 「外交と国力」(三一、四、九)『全集』VI、五七頁。
- (13) 『日本』一八九八、四、六。
- (14) 佐々木隆「黒田清隆の対外認識—西外相期を中心に」『近代日本研究』一七(山川出版社、一九九五)四五—四六頁。
- (15) 鹿島守之助『日本外交史』第五卷(鹿島研究所出版会、一九七〇)六一—九三頁参照。なお、日本政府は自らイギリスに対して、同国の威海衛占領を促すような打診をしていた。そこで、同伴に関するイギリスからの正式的な交渉に、西外相は「帝国政府は支那が将来自ら威海衛を保持すべきことを希望するものなるが、若し然かすることが支那政府にとり不可能なりとせば、帝国政府は威海衛が支那の独立を尊重する何国により占領せらるゝも異議なし」と答え、同意を与えたのである(同書、九二頁)。
- (16) 『日本』一八九八、三、七。
- (17) 『日本』一八九八、四、四。

- (18) 『日本』一八九八、四、九。
- (19) 『自由党党報』一五六(一八九八、五、一五)三〇頁。
- (20) 『進歩党党報』二五(一八九八、五、五)四六頁。
- (21) 『日本』一八九八、四、三〇。
- (22) 「無政策の自証」(三一、五、一)『全集』VI、六七頁。進歩党の機関誌もそのことと関連して「事の緩急に処し、勢の変遷に依して他と均衡を有たさんが為めに福建省の一地を割借せるべからざるの日なきを保すへからざるに於て、今日の先約は寧ろ自家活動の余地を奪ふものにあらずや。且夫れ今日其の不割譲を約す、明日若し他の列強其の割譲を清廷に迫るあらは我れは能く清廷の為に其の強求を排するの決心なる乎」と論評している(『進歩党党報』二五、一八九八、五、五、四五頁)。
- (23) 「対外思想の革新」(三一、五、八)『全集』VI、七一頁。
- (24) 「支那内治の革新を促がすべきの議」(三一、五、一三)『全集』VI、七五頁。
- (25) 同右。
- (26) 「対清策の要旨」(三一、一〇、一三三)。
- (27) 「支那分割と英国」(三一、一、二五)『全集』VI、一四八頁。
- (28) 「国際平和会議と露国」『東京朝日新聞』一八九八、九、四。なお、同記事は世界の平和維持という提唱の動機からして列国はそれを拒否できないだろうと展望しつつも、その会議の有効性については懐疑的であった。おそらくこうした見方が当時もっとも一般的なものだったと思われる。
- (29) 「光榮の平和と軍備」『国民新聞』一八九八、九、二。
- (30) 有賀長雄「軍備拡張休止の万国会議」『外交時報』八(一八九八、九)五四頁。なお、彼はその会議を「平和会議」と称するのは適当でないと反対し、あくまでも「万国会議」と呼ぶべきだと主張した。
- (31) 「露帝と平和」(二二)『全集』VI、二二頁。
- (32) 同右、一一二—一二二頁。

第三章第三節

- (1) 坂井雄吉、前掲「明治憲法と伝統的國家観」、同「近衛篤磨と明治三十年代の対外硬派」『國家学会雜誌』八三一三・四(一九七〇、八)の第一節参照。なお、近衛の立憲主義の精神は、彼が主宰した最初の雑誌である『精神』の「発刊の趣旨」に端的に示されていた。そこでは、「(吾儕は)私朋利党の國利民福を犠牲に供するものを打破せんとするものなり。皇室を捍衛して其の尊嚴を保たんとするものなり。憲法を擁護して其の神聖を發揚せんとするものなり」と謳って、「國利民福」「皇室」「憲法」の三つのキーワードにその精神を凝縮的に盛り込んでいた(『精神』一、一八九二、四、三頁)。
- (2) 近衛「華族論」『國家学会雜誌』八三一(一八九四、一)による。
- (3) 近衛「学習院制度改革意見」『近衛日記―付属文書』(鹿島研究所出版会、一九六九、以下『近衛日記』と略記す)。
- (4) 近衛「南窓漫筆(三)」『明治評論』六一〇(一八九七、九)三〇―三二頁。版籍奉還後、一八七〇年一月に、旧大名の東京居住が命じられ、翌年二月に彼らを東京府貴族とする達が布告されて以来、華族には地元居住が許されなかつた。本文で取り上げた近衛の発言はその現状を変えようとするものだったと思われる。実際、近衛の発言があつた約一か月後の一八九七年一〇月一〇日、華族の地方居住を認める宮内大臣の布達が出されている。
- (5) 「貴族及國家問題(一)」(二二、一〇、一)『全集』II、二三九―二四〇頁。
- (6) 近衛は講和談判当時の自分の考えを次のように回想した。「帝國は戰勝の余威に乗じて一時の快を貪り、妄りに版圖恢廓を謀りて經濟に益なきの土地を取る可からず、帝國は實利を先にするの方針に依りて購和の条件を定む可し」(近衛「現内閣の所謂の國家經營」『明治評論』五一三、一八九六、二、八頁)と。また、彼は三國干渉が起こらず、日本が遼東半島を領有することになったら、今日その經營は「非常の困難」を招いただろうと推測した(同前、九頁)。つまり、近衛は國家經營に負担をかけるような領土の拡大よりは「實利」の追求を外交方針と据えていたのである。
- (7) 「蕞爾たる一小國」『精神』一〇(二八九二、八、二五)。
- (8) 近衛「海國の勃興に関する要務」『精神』四七(二八九五、一)一〇頁。
- (9) 近衛、同右、一三頁。
- (10) 近衛「同人種同盟―附支那問題研究の必要」『近衛日記―付属文書』六二―六三頁。

- (11) 伊藤之雄「日清戦争以後の中国・朝鮮認識と外交論」『名古屋大学文学部研究論集』一一九(一九九四)は、日清戦後、朝鮮に関しては日本の保護国にしていこうとする方向で政府と民間が一致しており、争点は「中国問題」にあったと指摘している(三頁)。近衛にとつても、朝鮮はもはや同盟の対象とはならず、清国だけが考慮されたのである。
- (12) 近衛「同人種同盟―附支那問題研究の必要」六三頁。
- (13) 『近衛日記』第二卷(一八九八、四、一二)四七―四九頁。
- (14) 『近衛日記』第二卷(一八九八、四、一二)五七―五九頁。
- (15) 近衛「時務管見」『時論』一(一八九八、五、一四)二二頁。
- (16) 近衛「時務論(第二)」『時論』三(一八九八、五、二八)二〇頁。
- (17) 井上雅二「故霞山公と東亜同文会の誕生まで―東亜会側より見たる」『支那』一九三四年二月号、一三七―一三九頁、東亜同文会对支功労者伝記編纂会編『対支回顧録』上(同会、一九三六)六七九頁による。ただし、これらの記述には東亜会の設立が一八九七年となっているが、それは記憶の間違いであろう。井上は、東亜会の組織に関する提案が最初に出されたのが福本誠の渡仏送別会のことだと回想しているが、福本の渡仏は一八九八年三月末である。なお、彼らが東亜会の結成に際して、決議した要項は次の通りである。「一、機関雑誌を発行し江藤氏之れを担当すること。一、時事問題を研究して所見を時々発表すること。一、横浜神戸居留の支那人篤志家を入会せしむること。一、光緒帝を補佐して変法自強の局に当れる康有為、梁啓超等の入会を許すこと」。
- (18) 東亜文化研究所編『東亜同文会史』(霞山会、一九八八)三〇頁。
- (19) 白岩龍平「東亜同文会の創立を顧みて」『支那』一九三四年二月号、一六七頁。なお、近衛はまた、大東汽船の蘇杭航路開通に伴う政府補助の成立にも尽力している(『近衛日記』第二卷、一八九八、六、一一、八二頁)。
- (20) 『近衛日記』第二卷(一八九八、六、一三)八三頁。
- (21) 前掲『対支回顧録』上、六八〇頁。井手三郎の日記にはその日のことが次のように記されている。「偕行社二行キ中西正樹ニ会ヒ威海ヨリ帰京ノ数人ニ面会シ中西ト共出ツルニ臨ミ白岩モ来リ会シ三人相携テ近衛公爵ノ邸ニ參、午後一時ヨリ五時比迄支那ノ大体ヲ談話シ帰ル、此席ニハ近衛氏ノ機関雑誌主筆大内君モ会セリ、明日午后一時ヨリ尚再ヒ貴族院議長官舎ニテ相会スルコトヲ約シテ別ル、三人共中西ノ寓ニ至リ同文会館ノ創立上ニ付キ協議ヲ凝セリ」(東京大学法学部付属

日本近代史料センター所蔵「井手三郎日記」による。

(22) 羯南の入会については「井手日記」に次のように言及されている。「陸実氏ヲ下谷上根岸ノ寓ニ訪フテ談興ニ入り時ノ移ルヲ知ラズ、同文会賛助員タルコトヲ諾セラル」(前掲「井手三郎日記」一八九八年七月二十六日項)。

(23) 『時論』七(一八九八、六、二五) 二二—二三頁。

(24) 近衛、前掲「時務論(第二)」二〇頁。

(25) 前掲「東亜同文会史」によれば、彼らがすでに営んでいた事業として次のようなものがあつた。上海の日清英語学堂、漢口の『漢報』、福州の『閩報』、上海の日清商品陳列所、大東汽船会社、漢口の日清貿易東肥株式会社、北京の筑紫洋行、『亞東時報』などである(三三頁)。

(26) 前掲「井手三郎日記」一八九八年五月二十五日項、五月二十七日項。

(27) 同右、一八九八年六月一日日項。

(28) 近衛は当初、「東邦協会、亜細亜協会、同文会、東亜会、海外教育会等を打て一丸とな」す考えであつたが(『近衛日記』第二卷、一七五頁)、交渉の末、「(東邦)協会は研究を主とし、各会は実行を主とする」ことに落ちつき(『近衛日記』第二卷、一七八—一七九頁)、統合は会員間の重複が多い東亜会と同文会の合同にとどまつたと見られる。

(29) 『東亜時論』一(一八九八、一一)一頁。

(30) 『東亜時論』八(一八九九、三)五八頁。

(31) 『近衛日記』第二卷(一八九九、一、三〇、二、一一、二、二八)二六二頁、二七一頁、二八五頁。

(32) 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』上(一九三三)六〇九—六一〇頁。近衛は同文会の成立後、その活動資金の調達のため、大倉喜八郎などに交渉を試みたがうまく行かず、今度は政府にそれを求めるため、当時農務省次官を務めていた柴四朗にそのことを相談した。その時の柴の話を近衛は次のように日記に記している。「彼方にも既に其必要を感じ、各党派の人々と協議し、政府機密費として支那朝鮮の事業に投ぜしむるの相談ありしも、種々の困難ありて成立せず、今度は是非共貫徹するの考にて頻りに協議中なり」(『近衛日記』第二卷(一八九八、七、二三)、一一二頁)と。そうした事情をかぎつけた近衛はその後大隈首相や犬養などに頻繁に交渉し、機密費の策定を求めた(『近衛日記』第二卷、一八九八、八、二六、八、二七、九、二〇、一〇、一六など)。

- (33) 『近衛日記』第二卷、一八九九、一月―三月参照。三月二七日の評議員会でその決定が了承された。
- (34) 「御請書」の内容は次の通りである。「今般当会事業費予算総額金四万円ヲ二回二分チ、当四月ニ於テ半額二万円本年十月ニ至リ其残額二万円御下付被成下候段謹承仕候。就テハ右金額ハ兼ネテ差出候事業費予算書ニ記載事項以外ニハ決シテ支消不仕ハ勿論、實際支払高ハ之ヲ四回二分チ、即チ本年七月十月及明年一月四月ニ於テ前三ヶ月分ノ計算書ヲ調製シ、其証憑書ヲ添ヘ無相違報告可仕候也。」(外交史料館所蔵「東亜同文会関係雜纂一(明治三十二年四月―明治四十三年)」。なお、近衛は四月一日から欧米巡遊に出かけており、彼の不在中は長岡が会長を代理に務めることになっていた。
- (35) 近衛は、英国の勢力が香港にとどまるか上海にとどまるか、もしくはロシア勢と日本海で対峙するか支那海で対峙するかは、日本の利害および運命に大きく関わりと指摘していた(近衛「時務論(第二)」一九頁)。
- (36) 『時論』二四(一八九八、一〇、二二)三頁。さらに、『時論』の前身の『中外時論』の第一号には中井喜太郎の分割反對の論説が掲載されていた。そこには「支那大陸を分割せば、全面の海上は海軍を以て保護せざるを得ず、背面の陸上は陸軍を以て防衛せざるを得ず、而て其経費は皆国力を消耗するものにあらざるなきに……」と反対の理由が説かれていた(中井喜太郎「分割か擁護か將た傍觀か」『中外時論』一、一八九八、一、三一頁)。
- (37) 「犬養木堂の対清意見」『東亜時論』九(一八九九、四)二三頁。
- (38) 「精神」(社説)『時論』二四(一八九八、一〇、二二)一四頁。
- (39) 同右、四頁。
- (40) 近衛「帝国の地位と現代の政治家」『東亜時論』一(一八九八、一一)六頁。
- (41) 『近衛日記』第二卷(一八九九、一〇、二九)四四四頁。
- (42) 『近衛日記―付属文書』四二五頁。
- (43) 坂井雄吉、前掲「近衛篤磨と明治三十年代の対外硬派」はその点を強調して、近衛の「支那保全」論は醒めたパワー・ポリティックスの視座の上に構成されたものであり(二二四頁)、基本的論理において「支那分割」論と何ら変るところがないものだ(二二四頁)と指摘する。しかし、それだけではなく、同論文は最後のところで、近衛の対外硬論が主観的意図においては極めて防衛的な発想に基づくものだったとし、その防衛的発想の根源を彼の「一君万民」思想に特有な、道徳共同体の防衛と平和維持という点に求めている。これは「アジア主義」を理解するのに示唆に富んだ指摘だと思われる。

- (44) 近衛「東亜同文会創立の目的」(一九〇〇年頃関西地方遊説時の演説)『支那』一九三四年二月号、一二〇頁。
- (45) 『時論』三(一八九八、五、二八)、二二頁。
- (46) 『報告第三十四号』沙市事件(明治三二年五月三日)「神谷正男編『宗方小太郎文書』(原書房、一九七五)三八頁。ちなみに、同年四月一日付の報告において宗方は、「野生の鄙見にては此際務て清国有志家の心を収攬し置き、他年時機到来の節、此の輩を助けて別に一國を開かしめ我國は陰に陽に之を助長し、属国若くは保護國の位置に置く事後日の為め極て必要と存候」と意見を述べている(『宗方小太郎文書』三五頁)。ここからは二つの点を窺うことができる。第一、後年の満州國の建國のような発想の萌芽がすでにこの時代から見られること。第二、彼は「属国」「保護國」を構想しながらも、それが西洋帝國主義のように他國の併呑に当たるとは思っていないだろうこと。なぜならば、それは中國を守るためという大前提の上に立っているからである。
- (47) 『東亜に対する慢性的侵略』『東亜時論』一八(一八九九、八)六頁。
- (48) 現在残されている東亜同文会員の「心得書」には次のような内容が記されている。まず、教育の方針として「日本思想ヲ養成スルコト、日本語及日本文ヲ主トシテ練修セシムル事、世界ノ事情ヲ知ラシムル事、物質的知識を授クル事」が注意されている。他に目につくものとして「一、領事トハ百事可成円滑ニ商議スベキ事、一、領事館員及日本居留民トハ親密ニ交際スヘキコト、一、其地方情況ハ二週間毎ニ一回必ス通信シ注意スヘキ出来事アル場合ニハ臨時通信スヘキ事、但秘密ヲ要スル事項ハ別紙ニ認ムヘシ」などが含まれていた(前掲「東亜同文会関係雜纂一」所収)。
- (49) 「東亜同文会事業成績」(一八九九年二月五日)、前掲「東亜同文会関係雜纂一」所収。
- (50) 「社交上の日清」『東亜時論』三(一八九九、一)二頁(全集に未収録)。
- (51) 「社交改良は政治改良よりも急なり」(二二、九、三〇)『全集』一、五四三頁。
- (52) 「社交上の日清」三四頁。ところで、彼の概念にしたがえば、經濟の振興は「政治」の領域のはずだし、民間の交流が錯綜している点について、彼がどのように考えていたかは明らかでないが、第一章で述べた、「國家」(政治)と「社會」(社交上)であるはずの東亜同文会の事業は外務省の機密費によって運営されていた。この「政治」と「社交」の領域の關係を対立關係ではなく、「相益」の關係と考えていた彼の思考からすると、それほど矛盾を起さなかつたかも知れない。
- (53) 「支那の醒覺と吾人の責務」『東亜時論』一〇(一八九九、四)。このような中國史の見方は日本における中國學の創始者

- の一人である内藤湖南のそれを連想させるものがある。内藤は、文化的な発展は本来政治的な変遷とは無関係であるという史観を持っていた。その史観は中国史に適用され、宋代近世説として結実していくが、その見方はすでに日清戦争期から見られると指摘されている（J・A・フォーゲル、井上裕正訳『内藤湖南―ポリティックスとシノロジー』平凡社、一九八九、第三章）。ところで、本文で引用した社説は実際、内藤の手によるものである可能性が高い。内藤の伝記には全く触れられていない事実だが、内藤は万朝報社に在職中の一九九九年一月に東亜同文会に入会しており、二月一日からは『東亜時論』の編集監督を囑託されている（『東亜時論』五、一八九九、一、一〇、四四頁）。そして、引用した社説が掲載された『東亜時論』一〇号の「会報」に「内藤虎二郎松岡又五郎二氏事故ありて雑誌の執筆を辞し、工藤武重中路新吾兩氏代て執筆する事となる」とあって、その号まで内藤が編集に関わっていたことを示唆している。したがって、引用した社説が内藤のものである可能性は大いに考えられる。当時において中国に関するもつとも専門的な団体だったはずの東亜同文会に内藤が関わっていたとすると、東亜同文会は日本における中国学の誕生に影響していたといえるかも知れない。
- (54) 前掲『東亜同文会史』五五頁。なお、同書の第一面には近衛、荒尾精、根津一とともに羯南の写真が飾られていて、彼の東亜同文会における位置を窺わせてくれる。
- (55) 「進取の対外事業」(三三二、二、四)『全集』VI、二二五頁。